

## 第5回 足場からの墜落防止措置に関する調査研究会

平成19年8月1日(水) 15:00~18:09

安全衛生総合会館 13階会議室

事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから第5回目の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」を開催させていただきます。

最初に、資料の確認をさせていただきたいと思います。最初が座席表、次が第5回の議事次第。次のNo.5-1が「第3回議事録概要（案）修正版」。No.5-2が「第4回議事録概要（案）」。その下に1枚だけの紙がついていると思います。続きまして、その間にNo.5-3として、国土交通省さんから提出資料として、「建設工事事務事故対策検討委員会資料」というものがあります。No.5-4が「足場からの墜落防止措置に関する質問票」。No.5-5が、実務者ヒアリングの集計結果。No.5-6が「日本人（成年男子）の身長の平均値の推移」。No.5-7が「具体的検討項目に関する方針（案）について」。No.5-8が「足場からの墜落防止措置に係る労働安全衛生関係法令等」。No.5-9が「メッシュシートの「認定基準」及び「使用基準」、仮設工業会さん。それとは別に、建設業労働災害防止協会さんのほうから出ていますが、「メッシュシート」の分類と手すり先行工法ガイドラインの適合について」という資料です。

資料が不足している方はいらっしゃいませんか。

高橋（元）委員 すみません。私が出した資料はNo.5-11にするわけですか。

事務局 失礼しました。No.5-10というのを言い忘れましたが、仮設工業会さんから出ているもので、建災防さんから出されているものはNo.5-11としていただけないでしょうか。

本日は検討内容が多々ございますので、迅速な議事の進行にぜひともご協力をお願いします。なお、若干、終了の時間が延びる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。それでは、議事に入りたいと思います。

菅原委員 すみません。No.5-10というのはどれですか。

事務局 仮設工業会の……。資料のところ。

高橋（哲）委員 経年管理基準です。

菅原委員 ありました。

事務局 よろしいでしょうか。それでは座長、よろしく申し上げます。

三浦座長 皆さん、こんにちは。大変お暑い中、ご苦勞さまでございます。事務局から、時間が延びるかもしれないと前もって言われましたが、なるべく早く終わらせたいと思っております。早速議事に入りたいと思います。

前々回ですか。第3回の議事録概要の確認。よろしく申し上げます。

事務局 前回、第4回研究会の中で意見がありました、前々回、第3回研究会の議事録概要の修正した部分については、資料No.5-1を見ていただきたいのですが、アンダーラインを引いて修正してあります。読み上げは省略させていただきますが、ご確認をお願いします。なお、何かお気づきの点がありましたら、後日、事務局のほうまでご連絡をお願いします。

続きまして、第4回の議事録概要です。これは前回、第4回研究会での各委員のご発言

については、テープ起こしによる議事録を作成しまして、発言の趣旨を文書化し、議事録概要（案）を作成しました。資料 No. 5-2 になります。事前に各委員にはテープ起こしによる議事録と議事録概要（案）をお送りして、ご確認をお願いしておりましたが、修正作業が間に合った修正意見については、この案文に反映させていただいております。最新の修正版が資料 No. 5-2 のとおりです。読み上げは省略させていただきますが、ご確認をお願いします。これにつきましても、何かご意見等がございましたら、後日、事務局のほうにご連絡ください。

資料 No. 5-2 の後ろに 1 枚だけあるものは、ぎりぎり間に合わなかった意見なのですが、これも反映させたいと思います。このアンダーラインの部分です。No. 5-2 の後ろについている 1 枚だけの紙。このアンダーラインの部分だけが修正意見ですので、これも反映させたいと思います。よろしくをお願いします。

三浦座長 以上が議事録確認でございますが、もう一度よくご検討いただいて、訂正点等がございましたら、事務局のほうへご提出ください。

次は資料 No. 5-3、国土交通省から出されております「建設工事事務事故対策検討委員会資料」、フォローアップと伺っておりますが、ご説明をよろしくをお願いいたします。

前川（秀）課長（代理） 国土交通省の技術調査課です。よろしくをお願いいたします。

前回の議事を受けまして、事務局のほうから、国土交通省で行っている建設工事事務事故対策検討委員会の資料を出すようにというお話がありましたので、資料のうち、本委員会に関係すると思われるところを抜粋して、皆様にお配りしております。2 枚紙となっております。

この委員会なのですが、建設工事にかかわる事故対策全般を扱うこととしまして、平成 13 年度から開いております。そのうちの一つのテーマとして、足場のことも議論しております。その中で一番最新のものが第 19 回でございまして、そのときの資料がこちらでございます。

概要を説明させていただきます。まず「1. 「手すり先行工法」普及推移」ということで、推移についてまとめております。こちらのほうは皆様ご存じだと思いますが、その下の表について説明させていただきます。

こちらにつきましては、国土交通省では SAS と言われるデータベース、事故データベースを運用しております、その SAS で得られたデータについて数値を載せたものです。ただ、注意していただきたいのは、この SAS データは全件数が入力されているわけではございません。一番上の行、「直轄工事の事故件数」というところはどんどんふえていますけれども、これは入力率が上がったもので、件数自体がふえているわけではございません。その内訳として、下に墜落による事故件数、その中で「足場から（休業 4 日以上）」の事故件数、さらに「枠組足場から」、また、「手すり先行工法から」といったものの数値を載せております。

下の囲いの中なんですけれども、手すり先行工法から落ちた数値というのが、平成 16

年で3、平成17年度で1件とございますが、そちらの事故の原因を\*4に載せております。例えば「安全帯を使用せずに、手すりを設置していなかった内側の開口部より転落」といった原因となっております。

2ページをめくっていただきまして、次に「2.「働きやすい安心感のある足場」の実施状況」です。アンケートを行いまして、93件の回答を分析したのものとして、二つの視点から載せております。

一つ目の視点としては、「1)改善措置機材の設置数と利用状況」ということです。改善措置機材として何を使っていたかということで、種別ごとの利用率としては、「幅木」が68%と最も高く、次に「二段手すり」「メッシュシート」「安全ネット」が50%という結果を得ております。

二つ目の視点としては、「2)改善措置機材に対する評価」ということです。最も有効な改善措置機材ということでは、「手すりわく」、続いて「二段手すり」「安全ネット」の順に評価が高かったことになっております。「最も有効な」という言葉なのですが、単に効果があるということだけでなく、「使いやすいから」という評価も含まれた回答がございましたので、そちらも含んでの「最も有効な」という数値になっております。一方、「有効でない」、使いにくい、面倒くさいというものも含むんですけれども、そういう改善措置機材については、「幅木」「ネットフレーム、金網」「上さん、下さん」が挙げられております。

資料の説明は以上です。

三浦座長 ありがとうございます。ただいまのご説明に対してご質問はございますか。

高橋(哲)委員 「枠組足場から」の中の内数として「手すり先行工法から」というように、内数と考えてよろしいのですか。

前川(秀)課長(代理) はい、結構です。

高橋(哲)委員 そうしますと、「手すり先行工法から」というのは、さらに伺いますと、いわゆる足場の組立て・解体作業中という意味ですか。それとも、手すり先行工法でつくった足場場での作業も含んでいるんですか。といいますのは、事故事例を見ますと、内側に手すりを設置していなかったためとか、安全帯を使用せずにとか、足場解体中によじ登ろうとしてとか書いてあるので、推測するに、組立て・解体中かなとは思いますが。

かつ、端的な意見として言いたいのは、これが足場の組立て・解体中に起きた事故であれば、基本的に手すり先行工法というのは足場の組立て・解体中、結局、内側に安全帯をつけなければいけないので、あまり有効ではないのではないかと示している資料になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

前川(秀)課長(代理) 定義については確認してお話しさせていただきたいと思いますが、SASデータの分類上、「手すり先行工法から」ということで調べていますので、明確な定義を行わずに調べたということもあり得るかもしれません。ただ、少なくともここに出ている4件については、下の事故事例にある4点になっておりますので、数値については、このところでの四つのことを判断していただければいいのではないかと思います。

す。

北山委員 直轄工事の事故件数には、都道府県とか公団とか、そっちも含まれているんですか。

前川（秀）課長（代理） いや、国の直轄の工事です。

北山委員 国土交通省だけですか。

前川（秀）課長（代理） はい。

高橋（哲）委員 一番下の（注）を見ますと、「これらは不安全工事が原因であるが、手すり先行工法だからといって解消されるものではないと思慮される」、これが結論ですね。すなわち、手すり先行工法はあまり組立て・解体……。少なくとも二つ目は解体作業ですよ。そういう意味で、結局、安全帯を使う必要があるということであれば、本質的に安全なものではないというふうに解釈されると思うのですが。

小野委員 いいですか。

三浦座長 今の高橋（哲）委員の最後のことについて、どのように解釈すべきなのか。前回、私は事務局に——前回じゃないか、前はヒアリングのときか。たしか27日に国交省では、手すり先行型を共通仕様書で義務づけるという新聞報道が出たと思うのですが、それとここの記録とは何となく合致しないのかなというような気がちょっとしたので。高橋（哲）委員のお話とここの記述について……。このデータだけではわからないのかもしれませんが、ちょっとご無理な要求かもしれませんが、ご意見がございましたら、どうぞ。

前川（秀）課長（代理） 当時の委員会の議論というのが、この四つについての原因を分類すると、不安全行動だったのではないかという議論がされたというふうになっております。そこからどう考察するかということは、またちょっと検討させていただいて、話すとすれば話させていただきたいと思います。

共通仕様書の件ですが、こちらについては、これまで特記仕様書で書いていた事項がございまして、それがこれまで全国の地方整備局が発注する直轄工事ですべからく書いて、手すり先行と同等の機能を有するというものでやらせていただいていたんですけれども。このたび、こちらで検討させていただいていますのは、手すり先行ができなかったという事例をあまり聞かなかったので、市場のほうも担保されているのかなという判断で、共通仕様書に移してもいいのではないかと、そろそろ合いではないかということで、共通仕様書に記載するということになっております。

三浦座長 新聞報道によると、2年チェックの、4年たったからという記事だったように記憶しておりますので、そのとおりでしょう。

小野委員、どうぞ。

小野委員 事故事例が四つありますね。手すり先行工法を使っていたけれども、落ちたということ。一番上の「安全帯を使用せずに、手すりを設置していなかった内側の開口部より転落」。普通、手すり先行工法は後踏み側につけているんですね。建物側、躯体側ではなく、躯体より遠いほう。それで手すり先行工法ということで基本的にはやっているわけ

です。内側に躯体側とのすき間があいているときは、安全帯を使用するなり、あるいは内側養生をなささいということになっているわけです。この場合、内側から落っこちたということで、手すり先行工法をやっていたけれども、だめだったという話ではないと思います。だから、手すり先行工法をきちんと守らなければいけないということですね。

それから2番目、「安全帯を使用せずに、足場解体作業中、足場の妻側開口部より転落」。普通、妻側というのは行きどまりのところですね。この辺がしっかりしていなかったということですね。これは手すり先行とは直結しない部分ですね。どうしても妻側がないがしろにされているということです。長手方向、けた寄り方向ではないということですね。

それから、「地上での足場解体中に、2段目によじ登ろうとして足を滑らせ着地、転倒」というのは、全くの不安全行動だと思います。それから、最後の「安全帯を使用せずに、手すりの下から身を乗り出して作業をして墜落」も不安全行動ですね。これも手すり先行工法とは関係ないと言えると思います。

それから、国交省さんの会議のときに私も出席させてもらったので、資料を持っているのですが、今日は持ってきていないのですが、手すり先行工法が有効であるというアンケート調査が出ているんですね。同時期だったと思います。約100現場から回答を得て、有効だということが3年前にもう言われているんですね。そういう調査をもとにして、実行されていると思います。いずれにしても、現場の調査はされているということです。以上です。

高橋（元）委員 今の意見をお聞きしていると、手すり先行工法で有効な部分は、要するに外側の構面の部分であると。有効でない部分もあると私は考えるわけです。特に不安全行動に対しては、手すり先行工法とか2段手すりとかは、不安全行動をしてしまえば、この場合には有効でないということが言えるわけです。我々建災防では常に、この不安全行動をできるだけなくしていこうということも考えているわけです。そういう面も考えた上での安全対策が、今後は必要になってくるのではないかと私どもは考えております。

関山委員 大きな流れとしましては、今までの足場はある程度プロでないといえないですね。先行手すりになりましてから、私どものような素人でも安心して組める。そういう非常に大きな流れの中では、先行手すり足場は組立ての段階で、大変便利、安全で、安心して働きやすい現場をつくるという意味では大きく貢献したのではないかと思います。これは間違いのない事実です。先行手すりの足場であれば、私もどんどん組んでいけるんです。従来のもものでは組めません。正直、2段目ぐらいで落っこちてしまいます。それが先行手すりの有効性ではないかと思います。

三浦座長 ありがとうございます。2ページの冒頭にも、「働きやすい安心感のある足場」とあります。私は安心感というのは非常に重要な要素ではないかと思っています。ほかに。

野中委員 手すり先行工法の安全性については、幾つかの問題点があると我々は認識しているわけです。まず一つは、手すり先行工法は外踏みというか、開口部側にしか手すりがありません。それから、妻側に手すりがありません、開口部になるということで、非常に危険である

と。したがって、それを防ぐためには、従来と同じように親綱を設置しないと安全は保てない。そういうことで、我々は国交省の事故については、手すり先行工法の基本的な欠陥があらわれた事故だというふうに理解しております。

もう一つは、絶えず安全帯を使用しろという作業手順になっておりますけれども、片側の手すりについては、安全帯というか、フックが60cmとか70cmぐらいしか移動できない。とびの方は絶えずつけたり外したりしなければいけないということで、実質的には使用できない状態になる。したがって、この安全性については問題があるという考え方です。したがって、この二つの墜落災害については、手すり先行工法の欠陥があらわれた災害だというふうに理解しております。以上です。

小野委員 今の件についてですが、躯体側にすき間がたくさんあるような場合は、後踏み側と同等の措置をして、先行手すりをやればいわけですよ。後踏みだけ先行手すりということでは言っているのではないわけです。

高橋（哲）委員 2ページの資料で、幅木についての評価なのですが、幅木は68%で利用率が非常に高い、一番たくさん使われていると。そして、2)を見ますと、有効性からいうと、あまりない。11%。「使い難い」が28件ということで、むしろ幅木というのは、たくさん使われている割には評価は低いというふうに見ざるを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。

三浦座長 このデータだけで国交省の委員の方に、どうですかというのも酷なような気がするのですが、全文をお読みになっているでしょうか、ご意見はございますか。

前川（秀）課長（代理） その解釈については検討しておりませんので、あくまでここでは数字を示しただけなので、その解釈も必要であれば、この場でしていただければと思うんですけども。

三浦座長 この整理の仕方が何となくわかりにくいんですね。「最も有効な」の中には、使いやすさが入っている。「有効でない」というほうには、使いにくさが入っている。この辺の要因分析といいますか、それがここでは見られていないのですが、ほかの資料の中にはその辺まで立ち入っていなかったのでしょうか。私の印象では多変量解析をやられていたような気がするのですが、前回、そういうお願いをしたわけですが。

高橋（哲）委員 その辺はまた調べていただいて。これ以上あれしても、議論が進みませんので。

三浦座長 それでは、今の議論につきましてはここで打ち切らせていただいて……。あります。どうぞ。

堺委員 私はこの新聞記事を今初めて見ましたが、これでしょう。

三浦座長 そうです。

堺委員 「直轄土木工事で原則義務化」と書いてあるのですが、この中で、厚生労働省は足場からの墜落防止措置に関する調査研究を申請し、さらなる足場の安全対策を検討している。研究会では手すり先行工法に関するガイドラインの改定も視野に入れており、ガ

イドラインが改定されれば、積算基準も変更される可能性が出てくると書いてあるのですが、なぜこのタイミングにこうしたものが出てくるんですか。理解できませんね。厚生労働省がやっているのに、どうして国交省がこんな記事を新聞に出すんですか。

前川（秀）課長（代理） こちらで出したものではありません。

堺委員 どこから出たんですか。

前川（秀）課長（代理） それはわかりません。

三浦座長 私もプレスリリースがあったかどうかを聞きましたが、プレスリリースはしていない。

堺委員 では、どこが火をつけたんですか、こんな記事を。このタイミングでこんなものが出るというのはおかしいんじゃないですか。教えてくださいよ。総選挙には直接関係ありませんけれどね（笑）。しかし、これは普通じゃないですよ。こんな記事をだれが出すんですか。新聞社に確認されましたか。建設何とか新聞。

前川（秀）課長（代理） いや、ですから、その部分については別にこちらから情報を出したわけではないので。

堺委員 では、これはデマですか。

前川（秀）課長（代理） だから、その委員会のところに関知していないので。

堺委員 原則義務化と書いてあるじゃないですか。8月から。

前川（秀）課長（代理） 原則義務化というか、共通仕様書にするということは、さっきお話しさせていただいたとおりになんですけれども、それ以外の、委員会の部分とか、その辺についてはこちらから出しているわけではないので。

堺委員 委員長、この新聞報道はどう考えればいいんですか。

三浦座長 多分、新聞社の取材なんでしょうね。プレスリリースがないわけですから。ところが、原則義務化というのは、国交省としては事実であると。こういうことですよ。

堺委員 国交省はこの新聞報道に対して、どう考えるんですか。

前川（秀）課長（代理） 委員会のところですか。

堺委員 いや、この記事全体に対して。

高橋（哲）委員 新聞記者がどう書こうと、そんなことをいちいち評価してもしようがないんじゃないですか。プレスリリースしたもの以外については、どこからどういうルートで……。これだけの委員がいらっしゃるわけですから、だれから出たかを追及してもしようがないですし、資料だって、ここ限りとはお願いしていますけれども、どういうふうに流れるかはわかりません。それを議論してもどうしようもないことで、何でも物は出ます。役所がマル秘でやっても、出ます。どこからか漏れます。それはしようがありません。それを追及しても、あまり有意義ではない。

高橋（元）委員 我々もいつも気をつけているんですけれども、そういう新聞記事を読むときに、全部信用しないということですね。必ず裏をとった上で信用するというのをしなければいけない。新聞記事を信用すると、間違った結論が出ると思います。

高橋（哲）委員 ですから、新聞記事をもとに、例えばしゃべるとか、外部にあれすとかということは、やはり我々が一番気をつけていることで、新聞記事が出た場合には、これは事実、これは事実ではないということを幹部に説明しなければいけないですよ。だから、正直言って、どこから出たかまではわかりません。これだけのメンバーがいて、そのすそ野に、国交省も各課がいらっしやいますし、うちも何十人も職員がいますから、どこからどういうあれが出るかはわかりませんので。

堺委員 三流の週刊誌とっておけばいいわけですね。

高橋（哲）委員 まあ……。いろいろなものが出ますから。

堺委員 肩に力を入れるなど。

三浦座長 よろしいですか。お話をお伺いしたところ、共通仕様書に載せることになったというのは事実のようで、それがどこから出たか云々というのは……。既に世の中、隠せない時代になっているわけで、したがって隠さないほうがいいということですね。変に隠すと、かえって疑いの目を向けられます。そういう意味で、情報は公開されるべきということに相なっているわけです。この議論をしても仕方ありませんので、先に進めさせていただきます。

次に、27日の金曜日、その新聞が出たときです。実務者のヒアリングを実施いたしました。それを取りまとめた資料がNo. 5-4及び5-5です。事務局よりご説明をお願いします。

事務局 それでは、実務者ヒアリングの概要についてご説明申し上げます。今、座長のほうからお話がございましたように、資料No. 5-4及び5-5をお手元にご準備ください。

事前に実務者ヒアリングの対象となりました皆様に、資料No. 5-4「足場からの墜落防止措置に関する質問票」を配付いたしまして、ヒアリング対象の方から回答を求めています。ヒアリング当日におきましては、この回答結果を見まして、それを委員の皆様へ配付した上でヒアリングを実施しております。

具体的な内容、ヒアリング結果としましては、No. 5-5のとおりでございます。ヒアリング対象とした9団体の回答を集計し、また、ヒアリングの中で聴取したポイントとなる発言をまとめたものです。対象者につきましては、建設業の下請業者団体ですので、今後の業務に支障を来す可能性もございますので、団体名等につきましては一切記載しておりません。それでは、資料No. 5-5の概要についてご説明申し上げます。

まず質問票の集計結果ですが、項目におきましては、本研究会の検討項目に沿いまして、「Ⅰ．墜落防止措置の強化対策」「Ⅱ．足場組立工法のあり方」「Ⅲ．足場安全点検のあり方」という項目に沿って質問を投げかけております。

もとに戻りまして、「1．わく組足場について」ですが、「(1) 交さ筋かいに加え、墜落防護用機材として必要であると思うものは、どれか」。これは複数選択可として、各団体より回答を得たところでございます。下のア～ケに並べたものですが、並べ方としましては、基本的により多くの防護用機材を必要とするという回答を上の方に置き、下に行くほどその数が減っていくという形で並べております。

まず、この部分で一番多くの機材が必要であると回答されたところが、「ア. 上さん+中さん+幅木」、あるいは「この3点セットに替えてネットフレームでも可」という団体がございました。次に「イ. 幅木+メッシュシート」「ウ. 下さん+ (メッシュシート又はネットフレーム)」「エ. メッシュシート」「オ. メッシュシート又はネットフレーム」「カ. 下さん」。次にキとして、交さ筋かいが当然ございますので、さらに場合によっては、必要に応じてメッシュシートまたは幅木のいずれか。次にクとして、交さ筋かいに加え、必要に応じてメッシュシート。また、一つの団体からは、枠組み足場を使用していないということで、「該当なし」という回答を得ております。

次に、その他の足場——単管足場、つり足場等というものを想定していただきまして、適当と思う手すりの高さは何センチか、択一で選んでいただいております。これにつきましては、現行規定の75cm以上が1団体、80~90cmが1団体、90cmという回答が5団体、100cmが1団体、100~110cmが1団体ということになっております。

次に、単管、つり足場等につきまして、「(2) 手すりに加え、墜落防護用機材として必要であると思うものは、どれか」。これも複数選択可で選んでいただいております。これも枠組み足場同様、より機材の多いものから並べておりまして、下に行くほどその数が減っているという並べ方になっております。

アとして、これが一番厳しいところですが、「中さん+ (メッシュシート又はネットフレーム)」という答えをされた方が2団体ございました。次に「イ. 中さん+幅木」。ただ、これは、この2点セットにかえてネットフレームでも可という回答の内容になっております。次に「ウ. 中さん+メッシュシート」。次に「エ. 中さん+ (必要に応じて幅木)」。次に「オ. 中さん+ (必要に応じてメッシュシート)」。次に「カ. 中さん」、これは手すりに加えてですので、上さん+中さんという意味での中さんです。次に、これは場合分けの回答だったのですが、単管足場の場合には、手すりに加えてメッシュシート、つり足場の場合には、手すりに加えてメッシュシート+幅木という回答です。最後は、つり足場を使われている団体ですが、手すりに加えて水平ネットという回答になっております。

以上が「Ⅰ. 墜落防止措置の強化対策」の部分です。

続きまして、「Ⅱ. 足場組立工法のあり方」「3. 手すり先行工法について」です。手すり先行工法の内容について伺っております。

「(1) 手すり先行工法を知っているか」については、「知っている」が9団体中8団体、「知らない」が1団体でした。

2枚目に行きまして、今度は「(2) すべての現場で手すり先行工法を採用するべきと思うか」と伺ったところ、「思わない」が7団体、「思う」が1団体。「その他」が1団体ですが、これは枠組み足場を使用していないために、手すり先行工法をそもそも採用できないということで、「その他」という回答を得ております。以上が「Ⅱ. 足場組立工法のあり方」の部分です。

最後に「Ⅲ. 足場安全点検のあり方」です。まず、「(1) あなたの現場で、足場組立後、

大雨、大風後点検を行っているのは、だれか」、複数選択として回答をいただきました。「足場を組んだ業者」とお答えになったのが6団体、「元請」が6団体、「各工程の専門業者」が3団体ということになっております。

(2) はあるべき論ということで、点検はだれが行うべきかということを複数回答として得ております。「各工程の専門業者」とお答えになったのが4団体、「足場を組んだ業者」が3団体、「元請」が3団体、「足場点検の有資格者」が1団体ということになっております。

(3) もあるべき論として、「足場の点検に、どのような資格が必要であるかと思うか」、複数選択として回答を得ております。「足場の組立て等作業主任者」が6団体、「安全管理者」が2団体、以下は1団体ずつですが、「建築施工管理技士」「足場の組立て等作業主任者かつ足場安全点検の有資格者」「足場の組立て等作業主任者以外の第三者」、最後に「資格は必要ない」とお答えになったところが1団体ございました。

「(4) 作業開始前に、足場の点検が必要であると思うか」では、9団体中すべての団体が「思う」という回答になっております。

「(5) 足場の点検の後に、記録を残す必要があると思うか」では、「思う」が9団体、「思わない」が1団体でございました。

なお、この質問票のヒアリングにあわせまして、何点かポイントとなる質問がございましたので、「IV. その他」として掲載しております。一つ目の問いかけとしましては、「足場板上で、作業員が滑った事案があるか」という委員の方からの質問に対して、回答としては「バランスを崩し、滑った事案がある(墜落はせず)」が2団体でした。また、この2団体のうち1団体から、メッシュシートに支えられた事案があるという回答を得ております。

「(2) 足場の点検を第三者(他社)で行わせるべきと考えるか」という質問に対して、回答としましては、「第三者(他社)に行わせるべきである」という回答が1団体、「自ら行うべきである」が8団体でした。

3ページ以降につきましては、質問票の内容プラス、ヒアリングを行ったときの各団体の主な発言で、本研究会の議論を深める上で非常に重要な部分つきまして、抜き書きをしております。まず枠組みとしましては、基本的に本研究会の検討項目に沿った部分で集約するようにしておりますので、(1)(2)(3)(4)と、若干飛んでいるところもございますが、極力検討項目に合わせてまとめております。

「(1) わく組足場に使用されている交さ筋かいに加え、「さん」(上さん又は下さん)、「幅木(つま先板)」、「メッシュシート」等を設置することについて」という検討項目です。これにつきましては、「交さ筋かい」は構造部材であって、「手すり」としての機能は有してないため、上さん、中さん、幅木(つま先板)は、安心感のために必要である。中さんだけでは十分な安心感が得られない」。なお、これは厚生労働省の施行通達や他団体の手すりとしての機能は認めているということですが、こういう話がございました。

次に、「交さ筋かいに加えて、中さんを設置する意義は、交さ筋かいの間の空間からの墜落を防止するためだと思われるが、上さんを設置する意義は全く理解できない」。また、「飛来落下により、通行人や第三者に危険が及ぶ可能性がある場合には、安全ネットや幅木（つま先板）が必要であると思う」「メッシュシートがあることにより、足場上の作業の安心感が大きくなる。メッシュシートがないと不安を感じる」「足場の内側に、幅木（つま先板）を設けると作業性が低下する」「幅木（つま先板）等各種の部材を取り付ける作業者の高所作業が増えることによる危険についても、考慮して検討すべきである」「幅木（つま先板）の機能を有効なものとするためには、足場板を全面に敷き詰める必要があり、現場の実態にそぐわないことから、幅木（つま先板）の設置は有効ではない」というご発言がございました。

「(2) 単管足場やつり足場の手すり及び中さんに加え、「幅木（つま先板）」、「メッシュシート」等を設置することについて」に関連する発言をまとめております。「墜落防止対策としては、メッシュシートを設置することで十分であると考えている」「幅木（つま先板）の機能を有効なものとするためには、足場板を全面に敷き詰める必要があり、現場の実態にそぐわないことから、幅木（つま先板）の設置は有効ではない」「幅木（つま先板）は、高さが極めて高い所や油で濡れている箇所に限って用いることで十分である」「幅木（つま先板）は原則不要である。足場の下に通路がある場合など、飛来落下による危険のおそれがある場合に限って設置することで十分である」「幅木（つま先板）は不要である。滑って落ちるといった話があったが、本来そういう所では、安全帯を使用すべきであって、安全帯を使用していないのがまずいと思う」「メッシュシートは、火気を用いるところでは設置できない」。以上でございます。

「(3) 手すり先行工法の普及方策について」に関連する発言をまとめております。「落ちようとしても落ちることがない足場を作ることが必要である。使いやすい足場を作ることが必要である」「低入札に問題がある。安心して働ける足幅として、手すり先行工法が必要であり、そのための仮設機材の設置には必要が必要となる」「コストの問題もあるが、民間も含め関係者のコンセンサスが得られれば、手すり先行工法を採用すべきである。ただ、現時点での一律の採用は無理だと思う」「手すり先行工法は、個人的には採用すべきと思うが、全ての現場に採用可能ではない。建築物の形状が縦方向や横方向に凹凸があって複雑な場合は困難である」「足場の組立て方法は、それぞれの現場に適したものがあり、全ての現場で手すり先行工法を採用することは困難である」。以上でございます。

最後に「(4) 点検の実施者について」に関連する発言をまとめております。「点検は足場を組んだ業者が行うべきである。それは、大風等でどこがどう変わったか、どこを補強すべきかが、すぐに分かるのは、その足場を組んだ者であり、第三者には困難であるからである」「足場は、解体するまでの間、担当した作業主任者が責任を持って管理すべきである。点検も組み立てた作業主任者が行うべきである。作業主任者制度を作っていないながら、それを活かしてきれていない。手すり先行工法等というよりも先にきちんとすべき課題であ

る。職人を育てる制度や魅力を引き出す制度が必要であり、作業主任者の制度はこの面からも重要である」「足場の壁つなぎや交さ筋かいを外されると致命的であり、朝礼の際に、外れていないかなどを確認するよう元請は指示するべき。現場の所長が責任を持って対処すべきである」「足場は日々変化する場合があります、作業開始前の点検や、定期的な足場保守を含めた点検が必要であるため、足場の組立て等作業主任者以外の第三者でチェックするべきである」。以上でございます。

以上が実務者ヒアリングの結果でございます。

三浦座長 ご質問等はございますでしょうか。

菅原委員 質問票の1番で枠組み足場について質問しているのですが、現状でいいかという質問はしていないんですか。この質問を見ますと、必ず何かを使いなさい、選びなさいというような質問にとれるのですが、現状で満足している方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

事務局 一つの考え方としてはそういう考え方もできるかと思いますが、今回の質問票の趣旨としましては、本来あるべきあり方論として、法令の改正等を今、考えていると。ですから、すべての事業所、すべての会社で最低限どういう措置が必要であるかという考え方を伺うという趣旨で質問票を作成しておりますので、今回はこういう形で調査したということです。

高橋（哲）委員 それから、私が言うのは立場違いかもしれませんが、その都度、個人個人に、どれとどれが本当に必要ですか、両方とも必要ですか、どちらか一方ですかとか、個別に全部質問しています。その機会に、全く必要ではないということであれば、当然、その方はそういう発言をされるはずで。個々の方に一問一問、それは確認しております。プラスアルファとして、要らないなら要らないというご発言があるはずで。ヒアリングのときには、そういう余地を残しております。

菅原委員 私はその場にいませんから、どういう質問をしたかは知りませんが、要らないですかという質問はしたんですか。はっきり、要らないですかと。

高橋（哲）委員 要らないですかとは言っていません。どのような機材が必要だと思いますかということですから、要らなければ書かないと思います。

菅原委員 まさしくここは誘導尋問じゃないですか。

高橋（哲）委員 そんなことはないです。複数に丸をつけても結構ですと書いてありますし、どのような機材が必要だと思いますかということですから。全くつけない人はいなかったですね。

菅原委員 もう一つ、「その他」のところに、「必要ありますか」という質問ぐらい……。

高橋（哲）委員 必要なければ、必要ありませんと書けばいいんですよ。

菅原委員 でも、こういう質問をされたら、絶対どこかに丸を打ちますよね。

高橋（哲）委員 ですから、そこは個別に全部聞いていますので。個別に全部ヒアリングしていますので。一人一人に対して一問一問、確認を入れていますので。もしそのよう

におっしゃるのであれば、強くそういう意思がある方はそうおっしゃるはずです。

菅原委員 まあ、とりあえずわかりました。

高橋（哲）委員 強くおっしゃるはずです。「その他」のところにそう書けばいいわけですから。

三浦座長 よろしいですか。

菅原委員 もう一つ、いいでしょうか。質問（２）で、理由を書くように言っているのですが、この理由は皆さんに書いていただけたんですか。

事務局 いろいろな団体がございまして、あった場合もございまして、ここには書かずに、ヒアリングでお話しいただいたという団体もございまして。ただ、この件につきましては、建設の下請業者さんの団体でございまして、個別に「この団体はこういう理由でこういう回答をされた」というのは支障があると思われましたので、その部分は……。

菅原委員 ヒアリングを受けたところの名前までは必要ないんですけども、例えば「上さん＋中さん＋幅木」の３点セットを選んだ方の理由というのは、どうしても必要だからとか、元請が使っているから嫌々やっているとか、そういう……。

事務局 「ヒアリングにおける主な発言（集計結果以外）」というところにもちょっと出ているかと思うのですが。例えば一番上のところで、３点セットを選んだ方については、安心感のために必要だという発言がございました。

菅原委員 その内容が、「ヒアリング時における主な発言」というところを見ればいいんですか。

事務局 そうですね。

高橋（哲）委員 主なものは引いています。ご説明しますと、その方が書かれていた内容は、「あらゆる事態を想定し、現在の技術上で最善のものを使用することが作業員にとって望ましい」と書かれています。

菅原委員 わかりました。

三浦座長 よろしいですか。３ページ、４ページに取りまとめてあるのは、各設問の理由、あるいは設問の最後の「５．足場の安全対策として重要な対策があれば、ご自由にお書きください」というところを抄録したものであるということです。中には、真っ黒けになるぐらい書かれた人もおられました。よろしいでしょうか。ほかにご質問がないようでしたら。

加藤委員 よろしいでしょうか。質問票の１の（１）では「①下さん」と書いてあって、２の（２）では「①中さん」と書いてあるのですが、１番の「①下さん」も中さんという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局 そこは我々も確認したのですが、回答されたところからは、上さん、中さんプラス幅木であると。

高橋（哲）委員 部材の用語の問題でしょう。こういうやつが（資料を示す）……。交さ筋かいを下につけるものを下さんと言うわけですね。中さんというのは、いわゆる単管

足場で使う、手すりとの間のものだと。そういう意味では、言葉を使い分けている。アンケート用の問いも、言葉を使い分けている。

加藤委員 わかりました。

高橋（哲）委員 単管足場の場合は普通、下さんとは言わないですね。手すりとお中さんと言いますよね。枠組み足場の場合は、繰り返しになりますけれども、現実には製品として出ているものを聞くと、下さんと言うそうです。

三浦座長 よろしいですか。

加藤委員 はい。

三浦座長 ほかに質問はございませんでしょうか。ございませんようですから、先へ進めさせていただきます。次が資料 No. 5-6 です。身長がこれだけ大きくなってきましたという話です。皆様が 25 歳のときの年号を調べて、ご自身の身長と比べてごらんになると、おもしろいかと思います。ちなみに、私は 10cm 以上、この当時から大きかったということでございました。これについて、事務局のほうから。

事務局 それでは、資料 No. 5-6 をごらんください。現行の手すりの高さの根拠となっている労働安全衛生規則は 1947 年（昭和 22 年）に制定されております。この昭和 22 年と直近の 2004 年（平成 16 年）を比べてみますと、日本人（成年男子）の身長の平均値は約 10cm 伸びていることが判明しております。

このため、手すりの高さにつきましては、日本人（成年男子）の体位向上の観点から申し上げれば、一つの考え方として、現行 75cm の規定にプラス 10cm で 85cm とするべきであるということが言えるのではないかと思います。この 10cm という数値につきましては、後ほど説明申し上げます「今後の方針案」の中に反映させております。そちらのほうでもご検討いただきたいと思っております。

三浦座長 それだけのことでございまして、10cm 伸びたから、75cm+10cm の 85cm でいいのではないかというのが事務局提案ですが、前回ご説明しましたように、75cm にはあまり根拠がなかった。根拠のないところに 10cm を足して 85cm でいいのかというと、根底に根拠がないわけですから、これまた、表現は悪いけれども、お役所的な決め方だなと私は思うのですが、皆様のご意見を後ほどお伺いしたいと思っております。

これは、そこにございますように、厚生労働省の「国民健康・栄養調査報告」という資料から出てきたもので、多分、これは文部省から調べると、また違うデータになったりして、全くこれと同じではないようなデータが出てくるかもしれません。

それはさておき、No. 5-6 については、そういう意味で、85cm なのか、90cm なのか。実務者アンケートでは、90cm という団体が一番多かったのですが、これについてどうするかということが後ほど出てまいります。

次が No. 5-7 です。検討項目別に、先に行きますと、(1)、2 ページに (2)、3 ページに (3) (4)、5 ページに (5) (6)、7 ページに (7) (8) と、点検まで、今まで議論してきた順序で並んでおります。一つずつ私が入るのも面倒ですから、このページの

順序に従って、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページの（1）からご説明申し上げます。上段の枠組みの部分をごらんください。以降、No. 5-7 の検討項目すべてに該当しますが、これまでの研究会の中で議論がなされた項目ごとに、「前回までの委員等意見」として整理しておりますが、本日は本研究会のまとめとしまして、これまでにいただいた委員の意見に加え、事務局の見解も踏まえ、今後の方針についてどのように整理することができるか、事務局案をまとめていますので、これをたたき台としまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思ます。

また、前回までの委員意見については、ご確認いただいた内容とほぼ同じですが、並び方については若干見直しております。見直しに積極的なご意見を前半部分に、そして1行あけて、消極的な意見を中段に、また1行あけて、どちらにも属さない中立的な意見につきましては後段に記載しております。なお、ところどころアスタリスク（\*）を付したところがございますが、これは事務局の見解を新たに追加したものでございます。

資料 No. 5-8 というものが別にごございますが、労働安全衛生法関連ということで、関係するものを抜粋してまとめております。こちらのほうもご参照いただきたいと思ます。

事務局では今回、「前回までの委員等意見」と、先ほどご説明しました、先週行った「実務者ヒアリング」の結果を踏まえまして、それぞれの項目ごとに「今後の方針案」ということで事務局のたたき台をお示ししております。ちょうど検討項目（1）につきましては、2 ページの頭の部分から「今後の方針案」として記載がございますが、こちらが検討項目（1）に対する今後の方針案です。こちらのほうをご説明申し上げます。

まず、墜落防止措置につきましては、一つ目としまして……。まず枠組み足場につきましては、まず二つの措置が必要ではないかということです。一つ目は墜落防止措置、もう一つが飛来落下防止措置です。この二つが必要であるという考えに至っております。

「1. 墜落防止措置」につきましては、「足場の作業床で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、事業者は、次に示すいずれかの措置を講じなければならないこととする」。「①交さ筋かいに加え、「メッシュシート」を設置する。（ただし、「メッシュシート」については、（社）仮設工業会が認定する製品を同工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」に従って使用するものとする）」「②交さ筋かいに加え、「下さん」又は同等以上の機能を有する「幅木（つま先板）」を設置する」「③交さ筋かいに加え、「手すりわく」、「ネットフレーム」、「防音パネル」等の①又は②と同等以上の機能を有する機材を設置する」。以上が墜落防止措置でございます。

「2. 飛来落下防止措置」としまして、「足場の作業床上で作業のため物体が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、事業者は、次に示すいずれかの措置を講じなければならない」。「①「幅木（つま先板）」を設置する」「②「メッシュシート」を設置する。（ただし、「メッシュシート」については、（社）仮設工業会が認定する製品を同工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」に従って使用する

ものとする)」「③「ネットフレーム」、「防音パネル」等の①又は②と同等以上の機能を有する機材を設置する」。以上でございます。

なお、本日はお手元に参考資料としまして、資料 No. 5-9「メッシュシートの「認定基準」及び「使用基準」、No. 5-10「メッシュシートの「経年仮設機材の管理に関する基準」」についてもお配りしておりますので、ご参照いただければと思います。

検討項目（1）については、以上でございます。

三浦座長 （2）も一緒に進めましょう。

事務局 続きまして、「(2) 単管足場やつり足場の手すりの高さを「75cm 以上」から引き上げることにについて」です。一つ補足がございます。「前回までの委員等意見」の三つ目の○に「くさび緊結足場」というものがございますが、「くさび緊結足場については、ポケットの位置により、最も手すりの高さが低い場合、手すりの高さは 86cm 程度（実測値）となるものがある」とございますが、この 86cm 程度というのは、厳密に申し上げると、85～87cm という実測値となっております。一応追加説明させていただきます。ほかの部分は一緒です。

なお、最後にアスタリスクで、先ほど資料 No. 5-6 で申し上げましたが、事務局のほうから、日本人の身長の平均値は、昭和 22 年と平成 16 年を比べますと、約 10cm 伸びているということを追記しております。

こういうことから、「今後の方針案」を 2 ページの下の部分にまとめております。「法令上、当分の間、単管足場やつり足場の手すりの高さを「85cm 以上」とする」「引き続き、単管足場やつり足場の手すりの高さについて調査研究を行う」。以上のような方針とできないかと考えております。

検討項目（2）については、以上でございます。

三浦座長 以上 2 項目をあわせてご討議をお願いします。なお、「今後の方針案」となっていますから、事務局の意図としては、①②③。手すり高さについては番号がついていませんが、このようなものの中からどれがいいか、皆様お考えくださいという意図でございますね。

事務局 そういうことです。

三浦座長 ご意見はございますか。

事務局 すみません。セットでそれぞれどれがいいか。

高橋（元）委員 一つではなくて、この中から選ぶようにということでしょう。

三浦座長 ①②③から……。

高橋（元）委員 そうではなくて、この場で一つを選ぶのではなくて……。

三浦座長 ①と②とか、②と③とか、①と③とか。

高橋（元）委員 一つの中で三つを選べるようにするということですね。

事務局 そうです。

事務局 事業者がどれかを選択する。

三浦座長 実際に仕事をされる方が、①をとるか、②をとるか、③をとるかはご自由だと。

事務局 そういうことです。

三浦座長 決まりとしては、このように決めると。こういうことですね。

事務局 はい。

三浦座長 そういうことだそうです。

事務局 一つの方法に限定されると非常に困るという意見が多かったので、事務局としては、この中から事業者がどれかを選択すればというような提案でございます。

三浦座長 そういうご認識のもとにご意見をちょうだいしたいと思います。

野中委員 ちょっと確認させていただきますけれども、「1. 墜落防止措置」をとれば、自動的に「2. 飛来落下防止措置」は措置されたと理解してよろしいのでしょうか。

事務局 そういうことでございます。

堺委員 幅木を設置する。つま先板と書いてありますけれども、この高さの規定はございますか。

事務局 今のところ、まだ具体的な高さは提案していないわけですが、少なくとも墜落を防止できるぐらいの高さは必要になってくるかと思えます。

堺委員 飛来落下という意味からすれば……。

高橋（哲）委員 上の幅木ですか、下の幅木ですか。幅木は2カ所に出ているのですが。

堺委員 幅木というのは下だけでしょう。つま先板のことでしょう。

事務局 いえ、墜落防止措置としての幅木なのか、飛来落下防止措置としての幅木なのかということですが。

堺委員 高さや材質、もうちょっと言えば、設置の仕方ですね。幅木が落ちたのではどうしようもないわけですから。幅木についての規定がちょっと中途半端ではないでしょうか。

事務局 そういうことであれば、メッシュシートと同じように、ある一定の条件が必要だというご意見でしょうか。

堺委員 はい。

事務局 その辺については、また今後……。

高橋（哲）委員 具体的なご提案をいただきたいと思うのですが。例えば何センチ以上とか、そういうことを決めたほうがよろしいのであれば、そういうご提案をいただいて、他の委員のご意見も伺った上で判断すると。私どもとしては、あえて書いていないのは、飛来落下のおそれがあるときに設けなさいということですから、やはり作業をやっている高さとか作業の内容とかによって違うと思うんですね。だから、一律に決めたら、かえって皆さんが困るのではないかと。幅木のつけ方もいろいろあると思いますけれども、ボルトでつけられるところもあるでしょうし、番線でなければつけられないところもあると思いますので、むしろ……

堺委員 ただ……

高橋（哲）委員 最後まで聞いてください。現行法令では、飛来落下のおそれのあるときには、防網等を張ることによって飛来落下防止措置を講じなさいと、そこまでしか書いていないんですね。それより一步踏み込む形で、この3項目を挙げているんです。ですから、今までよりは具体的に書いたつもりなのですが、さらに具体的に書いてよろしければ、書きますし。

堺委員 そういうことではなくて、墜落防止用の幅木と飛来落下用の幅木は当然、違うと思うんですね。

高橋（哲）委員 ですから、それぞれについて、例えば墜落防止用であれば何センチがいいとおっしゃるのであれば、ご提案いただきたい。私どもとしては、あまり決めないほうがいいのではないかという気がするんですよ。だから、墜落防止の機能を有すれば、まさしく……。例えば交さ筋かいというのは、メーカーによって全然違うんですよ。ですから、高さは一律に決められないと思います。下の幅木も、使っているものとか、やっている作業の高さによって、危険性の認識は各事業主に、どれぐらいの幅木が要るかということを自主的に判断していただくほうがいいのではないかと考えて、書いておりません。現行法令でも書いておりません。

堺委員 わかりました。それで結構です。

高橋（哲）委員 決めたほうがよろしければ、決めます。10cmとか50cmとか、決めたほうがよければ決めます。

堺委員 いや、結構でございます。

三浦座長 ご意見はございませんか。

小野委員 ①②③、すべてについて言いたいのですが。「交さ筋かいに加え、「メッシュシート」を設置する」。これは、交さ筋かいを手すりにみなすという意味ですか。それが一つです。それからメッシュシートについては、仮設工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材管理に関する技術基準」を守れば、メッシュシートが墜落防止として使えるという意味ですね。これはさんざんやってきたのですが、絶対に墜落防止はできません。それから、私も仮設工業会の一員なので、仮設工業会の応援はしているわけですが、これ以外に、メッシュシートにはJISもあります。ただし、そのJISも墜落・転落の基準は満たしていません。どちらにしても、人の墜落・転落防止という使用基準でもないし、性能基準、構造基準でもありません。それを今、使っているわけですよ。使おうとしている。これは絶対に間違いですね。そうでしょう。一たん落ちたものを途中で食いとめる効果があると。これを是としている基本的なスタンスは、私は絶対に譲れないです。だめですね。

それから、幅木です。幅木が有効ではないと、先ほど国交省のデータでも出ていました。しかし、有効なときがものすごくあるということを知っていただきたいんですよ。これに関係する事故事例を、この前も出しましたけれども、今日も用意してきていますから、よく見ていただきたいんですよ。事故事例がある限り、安全対策はそれを打ち破るものでな

ければいけない。この委員会でも、それははっきりしているわけです。また似たような事故が起きてもいいというような、容認するような委員会であってはならない。私自身はそういうスタンスで臨んでいます。この件については以上です。

ですから、事故事例をよく見ていただきたいと思うんですよ。座長、どうですか。事故事例の要因を抜粋してきていますから。

三浦座長 はい、どうぞ。

(資料配付)

三浦座長 資料をお持ちいただいているそうなので、それをお配りいただく間に、高橋(元)委員のほうから、飛んでしまって申しわけないのですが、今、J I Sという言葉が小野委員から出てきたので、No.5-11として、J I Sのことがたくさん触れられている資料があります。ご説明いただけますか。

高橋(元)委員 それでは、前々回の議事録の中に、小野委員から、シートは墜落・転落用に使ってはならないということが足場先行ガイドラインの解説書に書いてあるというご指摘がありました。それに対して私は説明したのですが、ご納得いただけなかったということで、ここにちょっと示したわけです。

それはどういうことかということ、メッシュシートには4種類あります。私どもが言っている手すり先行工法ガイドラインに、改善措置機材として有効と明記しているものは、仮設工業会認定品のメッシュシートを言っているわけです。したがって、これが手すり先行工法ガイドライン要求性能に適合しているというものです。これがあくまでも改善措置機材ということなんです。

それに対して、手すり先行工法ガイドラインの要求性能に非適合なものがございます。それはJ I SのⅠ類、仮設工業会認定品の低層住宅用メッシュシート、J I SのⅡ類です。これについては、手すり先行工法ガイドラインの要求性能に適合しているかどうか、まだわからないということです。なぜかということ、実験をしていないんです。以前、ダミー人形で実験したと思うんですけども、その実験はあくまでも仮設工業会認定品のメッシュシートを使ったということです。仮設工業会のメッシュシートの性能を下のほうにちょっと書いております。仮設工業会認定品のメッシュシートにつきましては、J I SのⅠ類と比べても、すべて上回った性能を持っているということです。

しかも、重要なのは、一番右に書いてありますように、使用条件が書いてあるわけです。この使用条件が非常に有効であると我々は考えておまして、はとめをきちんと閉じるというところがミソなんですね。ですから、墜落した場合でも、そこでとめることができる。これも実験結果から得ているわけです。

このようにきちんと論理づけて、きちんと四つの分類に分けて書いているにもかかわらず、小野委員から出してきた資料、または小野委員がおっしゃっている、シートを墜落・転落用に使ってはならないというのは、次のページをごらんください。そこに「足場先行工法に関するガイドラインの活用の手引き」というものがございます。1ページ目をめく

っていただきますと、足場先行工法は低層住宅用、つまりビル建築用に使ってはならないというふうに明記してあると思います。その次をめくっていただきますと、小野委員が提出した文書がございます。小野委員が出したのは、そのページのなお書き以下です。それが小野委員から出されたところなんです。ここだけを読むと、大間違いするんです。ここに書いてあるのは、あくまでも四つのシートのうち、下の三つのことを言っているんです。つまり、J I SのⅠ類、仮設工業会認定の低層用メッシュシート、J I SのⅡ類のことを言っているわけです。これはまだ実験はしていませんから、これを墜落防止改善措置として使ってはいけないということを明記してあるわけです。

手すり先行工法のガイドラインには、仮設工業会認定のメッシュシートを使うことと。ですから、ここで非常にクリアに書いているということで、この文章には一切間違いもありませんし、メッシュシートの有効性がこれで担保できると私どもは考えているところです。

小野委員 J I SのⅠ類、あるいは仮設工業会認定のⅠ種、両方とも人の墜落・転落性能を有していません。最初から、J I SのⅠ類も仮設工業会のⅠ種のメッシュシートも、人の墜落・転落を防止する目的で基準は設けられておりません。

それから、この前、安全研究所のテストデータを出されました。あれはビル用ということで、仮設工業会のⅠ種なんですよ。それを使ってやりましたと。ビル用イコールⅠ種じゃないんですか。低層住宅より強いものですよ。その結果が、この前の実験なんですよ。すり抜けて落ちたというやつですよ。

高橋（元）委員 すり抜けて落ちたものも、私はちょっと疑問を持っているのですが、あれははとめをちゃんと閉じているのでしょうか。

小野委員 高橋さん、もし……。高橋さんがこのまま突っ走られるのであれば、結構ですよ。人が死んだ場合、責任をとってください。

高橋（元）委員 そういう問題じゃないと思いますけれどね。

小野委員 冗談じゃないですよ。

高橋（元）委員 実験の結果を議論しているのであって、そういう言い方はないと思いますけれどね。

小野委員 だって、三段論法で一緒のことでしょう。

三浦座長 まず冷静になって。

小野委員 J I SのⅠ類がだめで、仮設工業会のⅠ種が墜落防止にオーケーだと言うんですね。

高橋（元）委員 そうではなくて、仮設工業会の認定品は、いわゆる実験で確認できた。J I SのⅠ類については実験をしていません。

小野委員 どういう確認ですか。確認ができたというのは、どういう結果の確認ですか。

高橋（元）委員 確認できたのは、墜落してもとまるということです。

小野委員 はい、わかりました。ですから、私はそこが容認できないと言っているんで

す。墜落したものが途中でとまるから、それでいいんだということは、私は絶対に容認できないです。

高橋（元）委員 その問題と、私が言っている、議事録を消してくれというのは話が違うんです。議事録から消してもらいたいのは、この論理を間違っているとらえているから消してもらいたいんです。それを容認した上で、次はどうかというのはまた次の議論だと思います。建災防が出しているこの記事について、間違っているという言い方が困るんです。

小野委員 いや、内容的には私は全然間違っていないです。

三浦座長 よろしいですか。実験に使ったのは、仮設工業会認定メッシュシートであって、J I SのI類（ビル建築用）ではないということですよ。

高橋（元）委員 これについて北村委員や河尻委員はどう思われますか。これは事実的には極めて正しいと私は思いますけれども。

三浦座長 実験をやられた河尻委員、どうぞ。

河尻委員 先ほどメッシュシートは墜落防止ができないと断言されたんですけども、それはまさに5年前にやった実験を否定するものです。つまり、実験そのものは、墜落防止の効果があるかどうかという試験なんですよ。ですから、その試験をした結果、効果が認められたということで、実験結果を評価しているわけです。その実験結果に対して……メッシュシートに墜落防止性能があるかどうかという議論は、その次の問題ですよ。実験の結果そのものを否定するのではなく、そういう実験結果が得られたんだけど、それを防止性能があるものとして認めるかどうかという議論は、その次の問題なんですよ。その辺が全部まぜこぜになって議論されているので、どうも私は気に入らないんですけども。

少なくとも墜落防止という問題を考えていく場合、作業床から落ちた作業者を、例えば1層目、2層目で受けとめる効果があったと。そういう場合、それは評価できないという意見があったようですけれども、例えば墜落防止設備の中には、いわゆる作業床から墜落しないというもののほかに、一たん作業床から落ちた人を受けとめるというものも認めていますよね。安全帯がそうですし、安全ネットもそうです。そういうことになると、そういうものはどうなんだという話にも発展する。そうではないと思うんですよ。1層目、2層目で受けとめる効果があったということは、墜落防護という意味で、効果を認めるべきであろうと。

私は5年前の実験結果は非常に有効性が評価されたと思っていますので、メッシュシートに墜落防止性能があるかどうかという議論は、その次の議論としてやっていただきたいんですよ。どうも実験結果がおかしいという議論に発展しているようなので。

ついでに実験結果について言えば、こういう人間工学的な実験で一番大事なことは、実験の条件、あるいは実験方法をどう設定するかによって、前回も言ったのですが、結果はどうにでもなるんですよ。一番大事なことは、対象としている作業条件というか、労働者が作業床の上で作業をしている、あるいは歩行しているというときの条件にいかに近い条

件で実験をするか。ほとんどそれによって結果が決まりますので、それが重要になってくると思うんですよ。

そういうことからいって、仮設工業会で行った実験を振り返ってみますと、そもそも人体というのは、頭部とか体幹部とか、上肢とか下肢とか、分布した質量体なんですよ。これが結果に大きな影響を及ぼすわけで、足場で滑ったり転んだりして、メッシュシートに倒れかかったというときに、メッシュシートと足場との間からすり抜けるか、すり抜けないかという評価をするときに、質量の分布体であるということが非常に大きな影響を及ぼすわけですよ。例えばサンドバッグみたいなものと、固まったものですから、実態とは全く違った結果が得られるわけです。そういう意味では、仮設工業会の実験のときに人体ダミーを使ったというのは非常に大きなポイントといえますか、これがないと、なかなか結果がうまく評価できないということになると思うんですね。

また、人体ダミーと人体との違いということを考えますと、人間の場合、転んだ場合などは、とっさに前の足場をつかんだり、いわゆる安全側動作をするわけですよ。ところが、人体ダミーの場合、全くそういうことはありません。ポンと押されれば、そのまま落ちていくだけです。そういう意味では、条件としては安全側に設定したということですね。

そういうことで、私は仮設工業会でやられた実験は、そういう意味では、安全側であるし、実態の作業動線に非常に近いものなので、評価していただく必要があるのではないかと考えています。以上です。

三浦座長 議論が沸騰していますが、今のお話をお伺いしていると、墜落なるものの定義が違うんですね。小野さんは、落ちてはいけないと。途中で引っかかればいいじゃないか、下まで落ちなければいいじゃないかと。だから、墜落の定義が違えば、話は根底から変わってくる。その辺がまず1点。それからもう一つ、「今後の方針案」に戻ると、メッシュシート、「仮設工業会が認定する製品」というのは、資料 No. 5-11 の、実験をやった認定メッシュシートであるということですね。

事務局 そうです。

三浦座長 そうすると、まず括弧は要らないですね。「ただし、メッシュシートはこのシートだ」と決められるわけですね。J I SのⅠ類ではない。おいてをや、J I SのⅡ類ではない。括弧がなくなってしまうと、大変な問題が起きますよね。私が言っていることはよろしいですか。

事務局 はい。

三浦座長 これをただし書きとするのか、「認定されたメッシュシートを設置する」とするのかでは、全然違いますよね。ただし書きになると、ほかのメッシュシートが市場に出てくる可能性もありますよね。ですから、この辺のこともちょっと考えなければいけない部分だろうと思います。

高橋（元）委員は、記述上は間違いはないというご意見であって、河尻委員は、私のやった実験はこうだというご意見を述べられたわけです。確かにダミー人形を使ったというの

は一つの進歩でしょう。人間には関節がありますから、動きます。ただし、ダミー人形には脳みそが入っていないんですよね。そこが大きな違いです。人間には脳みそがあります。

ペンキ屋さんから聞いた話ですが、落ちこちたときには、はげとペンキ缶を持ったまま落ちこちるんですね。それが人間の心理なんですね。それを放して、どこかにつかまろうというところまでいかない。道具類を持ったまま落ちるんです。そういうことで、ダミー人形だから大丈夫ということも、いざ科学的にいくと、難しい問題を持つんですね。

このあたりは、安全工学というお言葉も出ましたが、最後の最後に言おうと思っていたのですが、いい機会ですから言っておきます。この後、小野委員から災害事例のお話も聞きますが、こういう落ちた事例報告を見ていますと、大体ものすごく抽象的なんですよ。これは科学的に利用できないんですね。安全工学へつなげるフィードバックデータとして使えないんですよ。

したがって、非常に重要な提案でございますが、座長個人の提案でも結構ですが、事故記録というものを徹底的に見直すということです。ほとんどの場合、目撃者なし、テレビカメラなしですよ。そこで我々が知るのは、事故が起きたときだけです。交通事故の調査についても、大変詳細に、微に入り細をうがってデータが出てきます。したがって、自動車交通事故の安全工学へつなげられるわけですね。トレーサビリティを持つわけです。ところが、同じ人の命をあずかっているこういうものを読んでも、非常に抽象的であるということに気づくわけです。そういう安全工学を今後、高めていくためにも、事故の調査フォーマットといいますか、そういうものを今後、きちんと研究し、整備していかなければならないと思っております。これは個人的な意見ですが、つけ加えさせていただきます。

事件事例は非常に重要です。これは厳然たる事実です。小野委員のほうから資料が2部、出ましたので、ご説明を簡潔にお願いします。

小野委員 一つは「足場等からの墜落に係る要因別の死亡災害事例」です。もう一つは、「点検の不備による足場の欠陥で墜落した死亡災害事例」です。表題がこうなっていたわけではないのですが、事故の内容を見るのに、多分こういうことだろうと予測して入れました。

まず「足場等からの墜落に係る要因別の死亡災害事例」です。「1. 手すり先行工法によらないで組立て」です。手すり工法で組んでいたら、助かっていたかもしれないというものです。手近で拾っただけでも、こんなにあるんですよ。それから、「2. 中さん、幅木がないため」というのが6事例でしょうか。それから、「2-2. 中さんの下から、幅木がないため」、中さんがあっても、下に幅木がなかったので、転倒して亡くなったというのが2事例です。「3. 交さ筋かいの間から」は、3-1、3-2 と、3-3 が5事例ありますから、全部で7事例です。「4. メッシュシート、垂直ネットの隙間から」が、4-1、4-2、4-3 とあります。それから、「5. 足場と建物との間から」です。先ほど言った、足場の前踏みと躯体側のすき間から落ちこちて死んだというものです。この辺もこの会では検討しなければいけ

ない問題なんですよ。この辺もはっきりさせなければいけない問題です。

代表的なものを拾いました。こんな事例はすぐに拾えるんです。

それから、「点検の不備による足場の欠陥で墜落した死亡災害事例」です。点検さえちゃんとやっていれば、事故にならなかったのではないかというものです。これが15件です。この点検とか何かというのは、報告書の中で使われている言葉です。何もこちらでいじくってつくったわけではありません。

先ほどの件に戻りますけれども、「メッシュシート、垂直ネットの隙間から」、これは現実には落ちているんですよ。河尻さんが言われるように、途中でとまる効果がある。それならそれをはっきり打ちささなければいけませんね。高橋（元）委員、建災防で手すり先行工法の講習会をやっています、この前、ありましたね。それで、メッシュシートは改善措置機材として指導していますと。広く指導しているから、私から変なことを言われたら困ると言われましたよね。

高橋（元）委員 どこですか。

小野委員 建災防では手すり先行工法の講習会で、メッシュシートを墜落防止機材として指導しているんだと言われましたね。ですから、私から間違った表現で言われては困るということは何回も言われていますね。

高橋（元）委員 そうです。前回ですね。はい。

小野委員 メッシュシートの有効性について、落ちても途中でとまる効果があるということで、公開実験のデータを皆さんに見せながら説明していますか。

高橋（元）委員 それはちゃんとガイドラインの中に書いてありますからね。

小野委員 では、皆さんはわかっているわけですね。一度落ちても、途中で助かるかもしれないということがわかりながらやっているわけですね。それはものすごく重要なことですよ。メッシュシートが墜落防止機材だと断言するようなことで言われて、盲進されては、本当に困るんですよ。

高橋（元）委員 いいですか。そうであれば、幅木はどうなんですか。

小野委員 幅木も限度がありますよ。高さがありますから。しかし、幅木と中さんの間、私は自分のあれでも、30cm以下ならば、まず落ちないですね。

高橋（元）委員 ところが、国土交通省さんのあれによると、よじ登っていたり、そういう不安全行動があるわけですよ。

小野委員 それまで一緒にしないでください。

高橋（元）委員 不安全行動を防止するためにも、メッシュシートというのは非常に有効なんですよ。

小野委員 論点を〔絞って?〕ください。落っこちたものが途中でとまる有効性がある。それをはっきり示さなければいけませんよ。

高橋（元）委員 幅木のことは言っていないですよ。幅木もメッシュシートも同等ではないかと。

小野委員 だから、その辺を明らかにして、オープンにしてやらないと困りますということです。

前川（邦）委員 議論が変なところに行っているみたいなんですけれども、今討議しているのは「今後の方針案」の1と2ですよ。

三浦座長 1と2です。

前川（邦）委員 私は、今まで5回、10時間以上にわたる討議内容からしまして、事務局がまとめられたこの（1）と（2）には賛成したいと思います。異議がないと思います。

三浦座長 ①②だけじゃないですね。大きな1、2。飛来落下も……。

前川（邦）委員 （1）（2）ですね。1ページ、2ページですね。それはいいとして、小野さんが配られた資料なんですけれども、前回から私は言っているのですが、メッシュシートのすき間から落ちたものが3事例ありますよね。18、19ページとか。前も言ったんですよ、まず18ページの養生シートをよく読むと、取り外し中に起こったということでしょう。想定しているものが全然違うじゃないですか。19ページもそうですよね。19ページは、さっきから問題となっている、ビル用のシートだったのか、あるいはちゃんとしたとめ方がしてあったのかということ、よくわからないわけですよ。先ほど座長が言っていたように、災害事例、これだけを見ても、原因がどこにあったのかわからないと。だから、こういうものを持ってこられても、何の役にも立たないんですよ。大変な労力をかけたのかどうか、知らないですけどね。以上です。

小野委員 それは前川委員の意見ですよ。それはそれで受けとめてもらえばいいですよ。

前川（邦）委員 そんなことを言うのなら、それに対する反論をしてくださいよ。意見があるのなら具体的に反論してくれと、前から言っているでしょう。小野さんの場合、いつもないじゃないですか。小野さんはいつも答えないでしょう。

小野委員 ですから、持ってきたんですよ。

前川（邦）委員 じゃあ、今の私の意見に対して返事してくださいよ。

小野委員 わかりました。次回、ちゃんとしますから。

前川（邦）委員 18ページからいきましょう。

小野委員 とにかく……

前川（邦）委員 18ページからいきましょう。今、議論になっている足場のメッシュシートとこの事故事例は、どこが一緒なんですか。これをもって、どうして先ほどから言っている仮設工業会の実験がだめだと言うんですか。

高橋（哲）委員 事務局が提案しているのは、先ほどから繰り返しておりますように、きちんとした取り付け、きちんとした使用を前提としたメッシュシートということで、すき間があるように張られた場合を認めているわけではないので、その辺はちょっと誤解されて……。先ほど座長が、ただし書きというのは意味がおかしいとおっしゃいましたが、法令上はよく使います。もう一つ言えば、使用するものに限定する、「ただし、〇〇に限定

する」という意味で、括弧してただし書きでよく使います。もちろん前につけてもいいんでしょうけれども、読みにくいので、普通は後ろ側にただし書きで、限定すると。何でもいいわけじゃありませんと。構造的にも使い方でも、適正にやられたものであるということに限定して認めましょうという意味です。

三浦座長 私がここで特に強調すべきだと言ったのは、J I SのI類（ビル建築用）というのがあると。これとは違って、そのワンランク上のものが認定メッシュシートだと。こういうわけですから、往々にして「J I S規格を使っておけばいいのではないか。これが認定されたものだろう」という誤解を生みやすいですよ。そういう意味で、ただし書きでは弱すぎるというような気がしたので……。

高橋（哲）委員 法令上はこのように書いて、施行通達の中で、「メッシュシートにはこういう種類があるけれども、この分ですよ」というような解説をきちんとつけます。

三浦座長 もう一つ、今、内々で話しているのですが、J I SのI類をきちんと改定して、仮設工業会認定メッシュシートを、I類なのか、特類なのかはわかりませんが、何かそういう基準の中で押さえておいたほうがいいんでしょうね。この委員会とは関係ないことですから、ひとつご検討いただければと思います。

高橋（元）委員 J I Sは経済産業省のあれなので。

三浦座長 まあ、そう言わずに。手を挙げるのは、仮設工業会側から手を挙げて、向こうへ。

高橋（元）委員 うちの建災防ですから。

三浦座長 建災防側でも……

高橋（哲）委員 仮設工業会からコメントがあると思いますので。

三浦座長 どうぞ。

鈴木委員（随行者） 私どもの認定品をこれほどやっていただくのは、本当にうれしい限りです。私どもはもう40年、この認定……。それから、経年管理と使用基準というものをお示しして、足場からの仮設物の労働災害を防ごうということでやってきております。特にメッシュシートにつきましては、昭和63年からやっております。一時、多いときには100万枚つくられております。これほど現場で採用される、使われるというのは、この有用性が認められているからだと思っております。

改めてJ I Sを制定していただくまでもなく、私どもがこれまでやってきたもので十分世の中のお役に立つのではないかと。認定担当の者は、ホームの真ん中を歩けというぐらい、非常に厳しくやっております。

先ほどの河尻委員の実験につきましても、私どもは人体ダミーを使っての試験は、これまでになかったことですから、ぜひやりたいということもありました。それから、墜落を防げる可能性があるのではないかと実証ができるということでも、喜んでデータをつくらせていただきました。もともと飛来落下ということでしたけれども、そこに何ものかがあって、少しでも墜落防止に役立てばいいのではないかと。いいところを取り上げて検討

していただいて、少しでもいいところがあれば、墜落を防ぐということで取り上げていただいて、この研究会を進めていただければと思っております。

高橋（哲）委員 J I Sとの関係ですけれども、J I SのI類と……。

鈴木委員（随行者） 先ほど高橋（元）委員から出していただいたように、J I SのI類と試験方法などは同じなのですが、私どもは4メートルから落としております。

高橋（哲）委員 だから、強度が大分高いんですよね。

鈴木委員（随行者） そうです。要求事項が違います。ある程度使われてもJ I Sの性能が保てるようにということで、高めに設定してあります。

高橋（哲）委員 ゼネコンさんのほうも、J I Sより仮設工業会認定のほうが、名が通っているわけですね。

野中委員 そうです。

高橋（元）委員 マル仮のマークでほとんど……。

野中委員 私は熊谷組ですが、先週の水、木、金、東北と広島と四国と、昨日は関西に行ってきましたけれども、建設の現場は全部J I Sで使っています。失礼。J I Sじゃなくて、仮設工業会のやつですね。全部ではありませんけれども、なぜかという話を聞いて、一つは、いわゆる第88条の届け出をするときに、所轄の監督署で認定品のリストを出させているんですね。足場の認定品は何番か、どんな番号を使うのかと。その中に、強制ではないんですけれども、いわゆる養生ネットのやつも全部書けるような部分があって、それでかなり広まっているということです。ですから、我々の常識では、全部マル仮のやつを使っているというふうに思っております。

三浦座長 マル仮というのは、仮設工業会ですね。

野中委員 仮設工業会です。

三浦座長 仮設工業会は、J I SのI類にとどめておかないで、お国が認めるJ I Sの中に繰り上げるというか、そういうご努力もぜひしてください。熊谷組さんの方も誤認してしまうように、つい「J I S」と出てくるわけですね。

野中委員 揚げ足をとらないでください（笑）。

三浦座長 揚げ足をとっているわけではない。どうしてそういうことかということ、しょせん外国との取引とか、そういうことに相なってくると、I S Oに必ずリンクしていきます。そのときにきちんとしたJ I Sを持っていたほうがいいということですね。これはI S Oレベルで、極力いい品物、あるいはいい工法というか、それをI S Oに上げるためにJ I S化していってこれという方向性があるわけですね。ですから、いいものであれば、そういうご努力をされるべきだと私は思います。

問題は、メーカーサイドがどれだけ対応できるか。その辺のことは押さえておられますか。

鈴木委員（随行者） 先生のおっしゃる、対応できるかというのはどういうことなんでしょうか。少なくとも日本で使われるメッシュシートと言われるものについては、私ども

の会員さんのところで全部供給し、かつ、今8社ほど認定を受けているのですが、その中で4社……。ほとんど、70%程度でしょうか、自分のところでリース部門を持っているんですよ。ですから、一貫して適正に経年管理されたものが現場に供給されると思っています。

高橋（哲）委員 恐らく量的に供給可能かということだと思います。

鈴木委員（随行者） 今は35万枚ぐらいしかつくっていません。どんどんご注文いただければ。一番多いところでは、100何万枚つくっています。いくらでもできます。

三浦座長 つくっていますと。そして、こちらでは、経年変化ということもちゃんとチェックしたものを使用しろと書かれています。高橋（元）委員の資料を見ますと、はとめの強さから、落下試験等がありますね。それから、はとめの間隔。こういうことを大変厳しく決めてきている。このチェックというのはどこでやっているんですか。

鈴木委員（随行者） 私どもは経年管理のほうの適用工場という制度を運営するための……。リースの機材センターについて適用工場制度というのを設けて、管理しているかどうか、3年ごとの更新制度を設けて、やっております。あと、はとめの強さもさりながら、使用基準の中では、結ぶひもの強さですね。簡単に言えば、変なひもで結んで、破けてしまつては困りますので、100キロ、0.98キロニュートン以上のものでちゃんと……。

1枚の1800と5100の中に、はとめは幾つぐらいあると思われますか。はとめの数ですね。35cm間隔なのですが、大体40個あるんですよ。それをしっかり結ぶということで、実際に張られたときの安心感も含め、かつ、墜落を起こそうと思って、それにさわって何かということ、突き破ってということはほとんど考えられないのではないかということがあります。ちょっとご質問のあれとは違うと思いますが。

それから、J I Sとの関係なのですが、これはなかなか難しく、私は一職員として、ここでは申し上げられません。国際的な関係もあるでしょうし、今のマル仮のマークで十分信頼をいただいているのかなということでございます。

高橋（哲）委員 基本的に国内の供給体制の問題ですので、その問題はまた今度。国際的にどうするかはまた……。

三浦座長 いや、国際的なことだけではなく、これだけ細かい性能基準をおつくりになったわけですよ。0.98キロニュートン以上とか、35cm以下とか。そういうことをお決めになっている以上、これを仮設工業会基準ではなく、J I S基準として国が保証すべきではないかというのが私の意見であって、それは仮設工業会側に、そういう意見もあったということをお伝えいただければ結構です。

鈴木委員 仮設工業会です。ただいまのご意見を工業会としても受けとめて、検討すべきところは検討していきたいと思いますが、先ほどありましたように、いろいろな問題がありますので、総合的に判断せざるを得ないので、すぐにとか、いつまでにとかというお約束はちょっとできかねます。前向きに検討させていただきたいとは思っています。

北山委員 ネットの強度とか、そういう問題になっているみたいなんですけれども、私

は、防網といいですか、ネットといいですか、これは墜落災害の防止の上で非常に有効なものではないかと思っております。今、建設現場でネットが非常に使われているというのは、使いやすさ、効果といいですか、そういうものが認められているから使われているのではないかと思います。

今まで私がいろいろと聞いていまして、ネットを破って墜落したという事例はあまり聞いていないですよ。とびの人などに聞いて、墜落してネットで救われたこともあるという話を聞きました。そうすると、そういう事例は自分の恥になるからあまり言いたくないということで、なかなか出てこないのだそうですけれども。問題は、墜落災害の防止に役立つかどうかということで、ネットの使い方の問題ではないかと思うんです。水平でネットを張れば、墜落災害の防止に非常に役立つのではないかと。先ほど事例として出た、垂直で立てたネットの間から落ちるといのは、使い方が悪い。当然、それは墜落災害の防止には役立たない。その間から落ちているということなのではないかと思えます。

ただ、防網でもう一つ問題なのは、墜落する距離が非常に高くなると、ちょうど防網のところに落ちればいいけれども、けたのところに運悪く落っこちたとか、そういうことになれば、防網を張っていても、墜落で死亡するという例もあろうかと思えます。

ですから、先ほどからいろいろと議論をお聞きしていると、墜落災害の防止というのは、最初から墜落するのを防止するのか、あるいは墜落による危険を防止するのか、危害を防止するのか。どなたかもおっしゃいましたが、それによっても違うのではないかとこのうふうに思います。ですから、作業床から墜落することを防止する上でも、ネットが横にあって、ちゃんと作業床があれば、それは役に立つのではないかと思えます。だから、ネットの強度の問題は、仮設工業会の認定品であろうが、J I S規格のあれであろうが、強度的には問題ないのではないかと。みんなが認めればいいのではないかとこのうふうに思います。

藤澤委員 今回のメッシュシートの問題なんですけれども、仮設工業会認定のものというのは、ビル用建築として用いられているということになっておりますが、低層用のものについてはどうなのでしょう。例えば木造建物のメッシュとして使われるものと違いがあるわけですね。木造の部分にはほとんど使われていないと考えてよろしいのでしょうか。

鈴木委員（随行者） メッシュシートと言われるものは、低層用には使われていません。

藤澤委員 そうすると、この①は、低層用の部分は対象外だと考えてよろしいのでしょうか。

高橋（哲）委員 低層用のものではだめだということです。物として、あくまでも一番上にある……。I類よりも強いものでなければならないという意味です。

藤澤委員 ということは、現実的には木造用では①は該当しないと考えてよろしいわけですね。

高橋（哲）委員 そうということですね。

藤澤委員 それで、前回の実務者ヒアリングの話では、現場に随分幅があるということ

がわかりました。①から③まで選べるようになってはいるわけですがけれども、実態は事故が多い低層用では①は該当しない。②か③のどちらかを選ばなければいけないということになると、いかにもメッシュシートというものは墜落防止に役立つというような言い方がされてしまって、誤解して受け取られる可能性があるのではないかと思います。そういう意味で、やはり対象別に分けて説明していただいたほうがわかりやすいのではないかと、明快なのではないかと思います。

高橋（哲）委員 木造でも、低層住宅でも、例えば足場が倒れたり、座屈しなければ使ってはいけないわけではないんです。

藤澤委員 そうではないけれども、現実にはメッシュシートというのは……

高橋（哲）委員 一般的には使わないだろうということです。

藤澤委員 そうということですね。

高橋（哲）委員 それは、事業者を選択の余地を残しておかなければならない。例えば②にあるように、下さん——いま下さんというのはすごく簡単に取り付けられるんですね。パチンと入るらしいです。だから、そういうものを選んでいただく。そういうことで、①②③の全部をやれという意味ではなく、そのために②とか③とか、さらに選択の余地を広げているつもりでございます。

藤澤委員 それからもう一つは、今おっしゃったように、事業者ということで、この前も事業者の定義をちょっとお聞きしたんですけれども、これもかなり幅がありまして、低層用の場合、事業者というのは元請と限定したほうがわかりやすいのではないかと思います。

高橋（哲）委員 その辺の法律論は既に何度もやっていますように……。

藤澤委員 いや、法律論でいえば、例えば労働者災害補償保険法の中に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律というものがございまして、その第8条に「この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする」というような……。

高橋（哲）委員 その理由を申し上げますと、労災保険料は完成工事高、請負高でやるんですよ。だから、トータルでやるんです。安全衛生法というのはあくまでも事業者責任を問っているわけですから、労働者を使用する事業主であれば、1人しか雇っていなくても、事業主として責任をとってくれというのが、30年、40年の歴史を持った法律でございますので、それはこの議論とは別なので。

藤澤委員 この議論とは別ですけども、実際には……

高橋（哲）委員 また別の機会にさせていただけないでしょうか。

藤澤委員 いや、これは非常に大事なことなんです。一人親方労災、特別加入労災の事故が非常に多いというようなことでいえば、この加入者も年々ふえているということで、むしろこういうところにしわ寄せがいつているという。

高橋（哲）委員 ですから、保険と安全衛生措置義務者というのは別です。法律が完全

に別で整理されておりますので。

藤澤委員 だから、法律は別でも、実際には事故を起こしている人、それからその被害に遭っている……。

高橋（哲）委員 だから、補償の問題と予防の問題ですので、予防については事業者責任が第一義的にあるということで、議論はここでとめさせていただきます。次がありますので。

関山委員 すみません。次の予定が入っていると思うので、大体の予定を。皆さん、重要な立場の方だから。

三浦座長 そうですね。15時半に帰りたいという方もいらっしゃる。

関山委員 時間をちょっと明示していただけるとありがたいのですが。

三浦座長 これはちょっと明示できません。私も早く帰りたいんです。これほど議論が紛糾するわけです。高橋（哲）委員は今、保険と予防安全とは立法上、構造が違うから、そこは切っておくと言うけれども、実は密接な関係があるんですね。作業員の命ということになりますと、非常に密接な関係を持つので、決してここで議論を打ちとめるのではなく、今後とも藤澤委員に、その辺の関係を有機的に結びつける努力をしていただきたいと思います。

お聞きになったように、議論は二つに分かれております。どちらの言うことも、なるほど一理ありということです。これからのことも多分、同じ議論だろうと思います。3ページ、4ページを一緒にご説明いただいて、同じような議論がまた続くのではないかと思いますので。

高橋（哲）委員 2ページの（2）、手すりの高さのところは全く議論されておられませんので、これについては皆さん、ご反対なのかどうか、それだけ確認しておきたいのですが。

三浦座長 85cm以上。どうぞ。

中部委員（代理） これは質問です。下2行、○が二つ書いてありますが、これは、上の○か、または下の○ということですか。

高橋（哲）委員 すみません。法令上はこう決めますと。ただし、これから引き続き検討しますと。

中部委員（代理） これは一連の文章という意味ですか。

高橋（哲）委員 そうということです。法令に書くのは85cmです。

中部委員（代理） 「当分の間」というのはどういう意味ですか。

高橋（哲）委員 「当分の間」というのは、これもすみません。法令用語で申しわけないのですが、今度決めるまでの間ということです。例えば3日間とか10日間とか。法令上、「当分の間」の使い方としては、30年のものもありますし、50年のものもあります。だから、次に調査結果が出るまでは間は85cm以上ということです。

中部委員（代理） では、住団連として意見を言わせていただければ、これについては現行の75cmを変える必要はないというのが住団連の意見です。

高橋（哲）委員 理由を述べていただきたいのですが。

中部委員（代理） 変える合理的な理由がわからないということです。

高橋（哲）委員 この身長では意味がないということですか。

中部委員（代理） はい。例えばこれによって、上を飛び越える事故が年間何件削減されると考えているのか。その辺を明確にしていきたい。

高橋（哲）委員 現在、全部 75cm で施工されているかということ、現実には 90cm が多いわけですね。恐らく 90cm の現場が多いと思います。調べていないからわかりませんが、75cm ぎりぎりで行っているところは恐らくかなり低いのではないかという意見が強いと私は考えております。ほかの方はいかがでしょうか。

才賀委員 85cm 以上であればいいんでしょう。

高橋（哲）委員 もちろんです。ですから、90cm でも 100cm でもいいということです。

三浦座長 75cm 以上だったら、90cm もいいんですよ。

才賀委員 いや、85cm 以上。

三浦座長 10cm 上がったのは、背が高くなったからだという説明資料がついたと。85cm に反対意見もあるということですよ。今日、反対意見が出た。

中部委員（代理） いや、変える必要はないということです。現状、90cm でも構わないんです。ですから、75cm を変える必要はないという意見です。

三浦座長 そういう意見もあったということです。

高橋（哲）委員 わかりました。

三浦座長 よろしいですか。先に行きます。それでは、(3) (4) を一緒に、要領よく取りまとめてください。取りまとめていただいている間、私はトイレに立ちますので、よろしく。

事務局 それでは、3 ページ、4 ページです。続きまして、単管足場、つり足場の内容になります。(3) としては、「単管足場やつり足場の手すりの高さ制限を「75cm 以上」から引き上げることによる「中さん」の設置について」です。(4) としては、「単管足場やつり足場の手すり及び中さんに加え、「幅木（つま先板）」、「メッシュシート」等を設置することについて」です。

この対処方針につきましては、1 枚めくっていただきまして、4 ページの真ん中にまとめて記載しております。これも枠組み同様、墜落防止措置と飛来落下防止措置の二つの観点でまとめております。

「1. 墜落防止措置」につきましては、「足場の作業床で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、事業者は、次に示すいずれかの措置を講じなければならないこととする」ということです。①の「85cm 以上」というのは、(2) でその提案を示させていただいておりますので、一応 85cm とさせていただきます。「①「高さが 85cm 以上の手すり」及び「中さん」又は同等以上の機能を有する「幅木（つま先板）」を設置する」「②「高さが 85cm 以上の手すり」及び「メッシュシート」を設置する。（ただし、「メッシュシ

ート」については、(社) 仮設工業会が認定する製品を同工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」に従って使用するものとする)」「③「高さが 85cm 以上のネットフレーム」、「防音パネル」等の①又は②と同等以上の機能を有する機材を設置する」。以上が「1. 墜落防止措置」でございます。

続きまして、「2. 飛来落下防止措置」です。「足場の作業床上で作業のため物体が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、事業者は、次に示すいずれかの措置を講じなければならない。「①「幅木 (つま先板)」を設置する」「②「メッシュシート」を設置する。(ただし、「メッシュシート」については、(社) 仮設工業会が認定する製品を同工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」に従って使用するものとする)」「③「ネットフレーム」、「防音パネル」等の①又は②と同等以上の機能を有する機材を設置する」。以上でございます。

座長、ご審議をよろしく願います。

三浦座長 多分、ここも議論が二つに割れるところだと思います。どうぞ。

中部委員 (代理) 低層住宅の場合、先ほどビル用のメッシュシートの話が出ましたけれども、申しわけないのですが、私にはビル用のメッシュシートの知識があまりないのですが、多分、いま住宅で使っているものと比べると、相当強いものではないかと思えます。その場合、住宅では、建物の形が複雑であったり、スパンが小さかったりしますので、事実上、ビル用のメッシュシートは使えないと思うのですが、いかがでしょうか。どなたか、お答えをいただけないでしょうか。

高橋 (哲) 委員 そのために、①にいわゆる中さんの選択肢を設けております。

中部委員 (代理) ですから、住宅の場合、事実上、②というのではないと。

高橋 (哲) 委員 それは、そういう実態があるのではないかと思えます。だから、①とか③をつくっているわけです。①③の選択肢を追加している。

三浦座長 ただいまのご意見は、藤澤委員のおっしゃったことと同じ点なんですね。藤澤委員からは、対象別にすべきではないかという補足意見がついたわけです。そのご懸念をお持ちになったということですね。

中部委員 (代理) はい。使えないものを法律として並べるのはいかがなものかと。

高橋 (哲) 委員 大規模な工事も、現行法令をご存じだと思いますけれども、今はもう 75cm 以上の手すり等としか書いておりません。それをきめ細かく、少なくとも 3 種類に分けていると。建物の規模別に足場の種類を決めるということは、法令上はまず不可能に近いと思えます。ですから、このような選択肢を (設け)、皆さんに合理的に使えるものを選んでいただく。これ以外に選択肢として同等なものがあれば、③で読める。③というのは非常に広く読んで、「①又は②と同等なもの」ということで、いずれかのものでいいわけですね。ですから、ここに書いてある以外のものでも、同等以上の墜落防止性能を有すればいいということです。だから、基本的に私が思うには、木建は手すり、中さんが原則ではないかと思えますけれども。

三浦座長 よろしいですか。

中部委員（代理） もう一つ。「おそれのある場合には」と書いてあります。この「場合」の判断というのはどういうふうに。

高橋（哲）委員 これも法令上の問題で、作業床の端っことか、手すりがないような場合とか、客観的に見て労働者が墜落することが想定されるであろうと。これは現行条文を全然変えておりません。現行法令と全く同じです。「おそれのある」というのは、その蓋然性があるということです。裁判用語では蓋然性といいます。

中部委員（代理） わかりました。

北山委員 事務局に伺いたいのですが、（１）（２）の対処と（３）（４）の「今後の方針案」というのは同じなんですか。

高橋（哲）委員 ほとんど同じです。

北山委員 どこか違うところがあるんですか。

高橋（哲）委員 中さんというのは、枠組み足場では出てきません。単管でしか出てきません。ただ、考え方はほとんど同じです。組み合わせとか用語は多少違ってはいますね。

北山委員 メッシュシートというのはいろいろあるかと思うんですけども、木建で使っているメッシュシートは……。木建でも使っておられますよね。

中部委員（代理） はい、もちろん使っております。

北山委員 それは、例えば仮設工業会のマル仮がついていないとか、J I Sのあれじゃないとか、そういうメッシュシートもあるんですか。

鈴木委員（随行者） あります。私どものメッシュシートと（比べて）、低層住宅用のメッシュシートは少し性能が落ちるんです。

北山委員 強度が違うんですか。

鈴木委員（随行者） 違います。落とすものも違いますし、落とす距離も違います。それから、多分、一般に使われるのは、そのどちらにも入らない、飛散防止用のものではないかと思うんです。J I SのⅡ類に該当するものかな。普通、J I SのⅡ類は、J I Sの建築工事用シートというのがあるのですが、それでいくと、金網を用いれば、飛来落下の性能があるという書き方をしています。ですから、普通、金網を用いて使っているのは全くないと思います。低層住宅用メッシュシートもそんなに普及しておりません。ですから、一般には、塗装の飛沫を防止するような、ペラペラなものが使われているのではないかと思います。それは論じるまでもなく、墜落防止性能は持っていないのではないかと思います。

北山委員 墜落災害の事例などを見ていますと、防網を張っていれば、対策としては熱心なのではないかと思うんですよ。だから、墜落災害は、防網を張っていないところで落っこちているわけですよ。だから、この防網でないとだめだとか、このメッシュシートでないとだめだとか、そういう形で規制するというのはちょっとどうかなと思うのですが、それはどうでしょうか。

鈴木委員（随行者） 先生もご存じのとおり、低層住宅については、足場先行工法のガイドラインができて、それが今、ものすごく普及しています。それには、建災防も工法の資料を出されたりしてしまっていて、手順までしっかりと示しております。そのときには、やはり安全ネットを張りますね。

北山委員 足場先行工法で使うシートというのは、これでなくてはだめだと決まっているのですか。

鈴木委員（随行者） 足場先行工法では、安全性を確かめたものを使うべきでしょうねというぐらいです。足場先行工法では、ネットの要らない工法でやるべきですよということをやっています。2階の床を先に張って工事をするとか。そうすると、落下高さがなくなるわけです。そういう面でやっていくということです。

手すり先行工法との違いは大きいと思いますけれども、昔の丸太からくさび式に変わって、足場を先に立てて上棟式をやっていくというように、足場先行工法の役割は非常に大きかったと思うんですけれども。

三浦座長 よろしいですか。17 時になると、お役所は空調が切れるようでございます。17 時を過ぎました。どなたか、早めにお帰りになりたいという方がいらっしゃいましたね。どうぞご自由に、ご遠慮なく。

私が懸念しておりますのは、墜落防止措置はメッシュシートに話が集中しておりますが、ネットフレームあるいは防音パネルなどは墜落防止の機能を持っているのか、持っていないのか。その辺は確かめられているのですか。

高橋（哲）委員 当然です。ネットより、もっと強いです。

三浦座長 これには、例えば建災防の基準とか、そういうものはないんですか。

鈴木委員（随行者） 私どもでは、両方を持っています。

高橋（哲）委員 仮設工業会の基準もあります。

鈴木委員（随行者） 仮設工業会では、認定基準で両方ともやらせてもらっています。要するに、面で防げるという非常に大きなものがありますね。普通、サブロク版ですから。それを取りつけるクランプについても、どの程度必要か、ちゃんと風荷重等を考慮して、強度と性能をチェックしております。認定基準を持っております。

三浦座長 それでは、先へ急ぎます。次に 5 ページ……

小野委員 私は仮設工業会の理事を長年、ずっとやっています。主要目的をはっきりさせた上で、性能基準、使用基準を見直さなければだめですよ、東海林さん。ネットもそうですよ。ボルトなんていうのは、もともと飛来落下防止用として基準がつくられているわけです。そのまま走って、強いだらうから何とかなるだらうとか、そんな手順ではだめですよ。北山委員が言われたように、強さだけのものではないんですよ。設置要領がものすごく大事なんです。

高橋（哲）委員 北山委員に誤解があるのは、北山委員が防網とおっしゃっているのとはちと、両方、話がちょっとあれなので。

小野委員 いや、その前に言われましたので。

高橋（哲）委員 東海林さんがおっしゃいましたけれども、ネットシートというのはかなり……。前の実験をご説明していないかもしれませんが、垂直につけるネットシートであっても、かなり墜落を食い止める効果があるということ。それから、東海林さんがおっしゃったように、どうして普及しているかという点、北山委員もおっしゃったように、やはりかなりメリットがあるからだと。

北山委員 それはそうでしょうね。だから、その使い方もあれだと思うんですよ。ただ垂らしているだけではだめでしょう。

高橋（哲）委員 ええ。ですから、ここに書いてあるように、仮設工業会の使用基準というのは、何カ所とめるとか書いてあるんですね。そういう意味で、括弧書きで限定してあるわけです。

小野委員 それも、基準をつくったときに、人の墜落を頭に入れていないんですよ。だから、根底から洗い直さなければだめなんです。最初から是としてかかるから、みんな大きな間違いになるんです。

北山委員 それはこの機会にちゃんと見直してはどうでしょうか。

鈴木委員（随行者） 私は委員ではないのですが、小野委員さんは私どもの理事でありますし、その辺はご理解いただいているのではないかと考えているのですが、役職員一同、やってきました。基準は、先ほど高橋（元）委員から出していただいたように、非常に防護性能を持っていると思います。あと、はとめでちゃんと全部取りつけるということが必要で、そこを守って、また、一つの前提として経年管理をしていただくということですね。

三浦座長 日本人は非常にあいまいで、ちゃんと結んであるとか、ちゃんとしてあるということを前提にということなのですが、そういう細かいところが、このあれで読み切れるかということ、読み切れないわけですよ。それで、ガイドラインがある。

高橋（哲）委員 それを読めるように、ちゃんと使用基準等を引用してあります。

高橋（元）委員 この資料にあるのではないですか。

高橋（哲）委員 ええ。後ろにつけてあります。

高橋（元）委員 No. 5-9 と 5-10 に。

三浦座長 No. 5-9 にあるのだそうです。

高橋（哲）委員 読めなくはないように、括弧書きでわざわざ書いてあります。ただし、これに限りますと。この基準に合ったものに限りますと。

事務局 経年仮設のものが No. 5-10 ですね。

三浦座長 No. 5-10 が経年。こういう基準がちゃんとありますということですね。

高橋（哲）委員 それを守るかどうかは、日本人の性格がどうだという話はあるかもしれませんが、分類上はきちんと、限定的に使ったものであるというふうに言ってありますので。

三浦座長 5ページで、ほかにございませんか。

小野委員 4ページでしょう。

三浦座長 ごめんなさい。4ページ。そして、次が……。

小野委員 同じく4ページの①ですが、手すり及び中さんまたは幅木という表現がありますね。

三浦座長 「又は同等以上の機能を有する「幅木（つま先板）」。

小野委員 「又は」ではなくて、手すり及び中さん、それに加えることの幅木というのが基本です。

三浦座長 「又は」は取る？

小野委員 「又は」ではなくて、「及び」です。

高橋（哲）委員 ご意見としてはわかりました。それに対していかがですか。住宅業界の方としては、中さんも幅木も全部つけるということに関して。

中部委員（代理） 先ほども申し上げましたけれども、75cmを基準にして……。

高橋（哲）委員 75cmはおいておいて。

中部委員（代理） 基準にして、実際に90cmにされているところは、危険だと思えば、事業者の判断でやればいいのであって、それを法令化するというのは反対です。

高橋（哲）委員 中さんも幅木もというのは過剰だと。

中部委員（代理） 過剰とは言いません。過剰とは言いませんが、それは事業者がシチュエーションを個々に判断してやるべきものであって……。

高橋（哲）委員 一律には。

中部委員（代理） はい。一律に法令化すべきものではないと思っています。

高橋（哲）委員 だから、一意見ですので、反対意見もありますので。ゼネコンさんはどうですか。

野中委員 こちらでリスク管理をして、そのリスクに応じた対策をとるとというのが基本的な考え方ですから。ですから、①はこれで特に不都合はないかなという感じがしております。

三浦座長 よろしいですか。5ページ、点検です。

事務局 その前に、5ページの上の部分に「(5)手すり先行工法の普及方策」というものがございしますが、よろしいでしょうか。

三浦座長 はい。

事務局 次に「(5)手すり先行工法の普及方策について」ということで、5ページの真ん中に「今後の方針案」があります。「手すり先行工法の法制化は時期尚早であり、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき普及を図るため、「手すり先行工法安全対策推進事業（委託事業）」の内容を一層充実させ、民間工事での採用の促進を図ることとする」。以上でございます。

三浦座長 いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

三浦座長 よろしいですか。

小野委員 異議ありです。手すり先行工法で効果があるので、ずっとやっているわけですよね。いいとわかるものは、広く早く（普及）させるべきです。それから、ガイドラインに基づきとありますが、私はガイドラインそのものが間違っていると思います。たくさん誤解があります。まず、ガイドラインでは、10メートル未満の低層住宅は除くとか、基本の部分から入っていますから。そういうところは全然間違いなわけですよ。10メートル未満、木建住宅も含めて、圧倒的に墜落死防災害が多いのに、その部分を除外することから間違いですから。

それから、手すり先行工法は今、足場の組立て・解体のところだけを照準にしているみたいなんですけれども、ガイドラインをよく見ると、足場の設置基準で、①が足場の組立て・解体、それから②で働きやすい安心感のある足場となっているのですが、これを皆さんは誤解して……。私が誤解しているのかどうか知らないけれども、①しかやっていないんです。足場の組立て・解体の部分しか対象にしていない。手すり先行工法のガイドラインそのものが、働きやすい安心感のある足場。だから、足場を使って作業をする人、その部分も対象に書いているんですよ。しかし、片方しかやっていない。どちらが正しいかは私にもわかりませんが、①②とか、組立て・解体をする人にとっても大事だし、それを使って作業をする人にとっても大事なんですよ。それが望洋としていて、手すり先行工法ガイドラインからは読めない。みんなそれぞれの会社がしてしまいますということですね。

だから、基本の部分はかなりよくわからないということです。だから、これに基づきと言っても、基づくものをしっかりさせなければ、どうしても承服できないですね。

それから、早く。いいものは早くやらなければいけないのではないかとということです。毎日毎日、事故は起きているんですよ。いいことがわかれば、何年かけるんですかということですよ。

才賀委員 小野さん、いいものを早くということですが、いいものだったら早くスタートするんですよ。何も言わなくても。普及していないというのは、どこかに間違ったところがあるんですよ。何でも自分が100%正しいのではないということは……。

小野委員 そんなことは言っていないです。私の意見をはっきり言っているだけです。だから、才賀委員は才賀委員の意見をはっきり言えばいいのであって。

才賀委員 いいものなら普及するというのであれば、もっと普及していなければおかしい。それが普及していないということは、どこかに欠点があるんですよ。

三浦座長 普及方策ということ、今までも厚生労働省は進めてこられました。これからも進めたい。それには皆さん、ご異議ないと思いますが、今、小野委員の話聞いて思い出したのですが、実務者ヒアリングのときに、とびの団体とその他の団体で意見が違うんですね。つまり、組立て・解体と、その後、いろいろな職種の人たちがダーッと入っ

て使うわけで、そこでご意見がずれるんですね。この間の実務者ヒアリングの中で、それがはっきり見えました。

そういうことを考えて、手すり先行はいいけれども、戸建て住宅の狭いところでは使にくいというようなご意見もありましたね。あるいは、狭いがゆえに振り回せないというような意見がありました。確かに現場によって大きく違うだろうと思います。それから、10メートル以下を除かれると、事故がふえてくるということも事実です。2メートルから落っこちても、死んじゃうわけですから。

そういうことを含めまして、どうやって普及を図るかということは、とびさんの場合と使うサイド、もう一つは、高層の場合と低層の場合。低層のほうで事故発生が多いとすれば、そちらのほうにどのような普及をさせていくのかということについて、議論を後日というか、事務局で深めておいていただければと思います。

とにかく 17 時半になってしまいました。恐れ入りますが、先に進めさせていただきます。(6)(7)(8)は全部点検です。全部一緒にしてください。

高橋(哲)委員 (9)まで。

事務局 それでは、5 ページに(6)がございますが、以下5、6、7 ページをまとめて説明申し上げます。

「(6) 足場点検の結果の記録・保存について」です。「今後の方針案」が一番下にございます。「労働安全衛生規則第 567 条の点検を実施する場合、点検の結果を記録し、足場を解体するまでの間、これを保存しなければならないこととする」。ちなみに、参考としまして、No. 5-8 の 5 ページに労働安全衛生規則第 567 条を添付しております。以上が検討項目(6)です。

めくっていただきまして、6 ページ、「(7) 作業の開始前の点検について」です。「今後の方針案」としましては、「足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、手すり等の取り外し及び脱落の有無について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないこととする。ただし、点検の結果を記録し、足場を解体するまでの間、これを保存しなければならないこととする」。以上が作業開始前の点検についてです。

次に検討項目(8)にいきます。先ほどご説明しました No. 5-8 の労働安全衛生関係法令の 5 ページ、6 ページあたりをご参照いただきたいと思います。「(8) 点検の実施者について」です。「今後の方針案」が一番下に書いてあります。「現行法令では、事業者又は注文者に足場の点検を義務付けており、引き続き、事業者又は注文者に義務付けることとする」「点検の実施者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の点検について十分な知識及び経験を有する者を指名することが望ましい旨通達することとする」。以上が検討項目(8)でございます。

次に 7 ページ、「(9) 点検実施者に対する教育について」です。「今後の方針案」としましては、「点検の実施者は、足場の点検についての豊富な知識及び経験を有する者を選んで実施させるが望ましいこととしたので……」。

高橋（哲）委員 「こと」が抜けている。

事務局 失礼しました。「選んで実施させることが望ましいこととしたので、特に追加的な教育の義務付けは行わないこととする」。以上が検討項目（9）です。

よろしくをお願いします。

三浦座長 以上、点検でございますが、ご意見をいただきます。

堺委員 6ページの使用前点検の件ですけれども、事務局のほうはIHI呉に行かれましたよね。大きな造船所の場合なんですけれども、足場の使用前点検をやれということになると、基本的に点検が終わってからしか人は入れないということでしょう。それから、スパンが150万平米ぐらいある造船所の中で、ほとんどが足場ですよ。足場の点検だけで1日が終わるような感じになりますよね。また、それについての記録を残さないで。こういうことになってくると、とても対応できません。必要に応じて点検はやりませけれども、法規制するものではないと思います。ここだけは反対です。あとはオーケーです。

高橋（哲）委員 手すり等に限定しているんですけれども、それでもやはり大変ですか。

堺委員 全部手すりがありますよ。

高橋（哲）委員 手すりが全部あるということですね。

堺委員 そうですよ。船1杯、点検しろといったら、丸1日かかりますよ。そういうものが四つも五つもあるわけですから。実態と全く合っていません。

事務局 ただ、造船の場合、手すり等の取り外しとか脱落というのは、そんなにすることはあるんですか。

堺委員 やはりありますよ。

事務局 可能性のあるところだけ……。全然そういう可能性のないところは別にいいんだと思うんですね。そういう可能性が……。

堺委員 それはこれからは読み取れないでしょう。

事務局 いや、「手すり等の取り外し及び脱落の有無について」ということで、細かいところまですべてやれと言っているわけではない。

堺委員 この文面からは、そうはとれませんよ。

事務局 ここにそう書いてあるじゃないですか。だから、大雨の後にやるような細かいことを毎日やれと言っているわけではないですから。

高橋（哲）委員 ただ、おっしゃるのは、手すりはすべての足場にあるということなんです。だから、すべて歩いて回らなければいけない。そういうことですよ。

堺委員 わかるでしょう？

事務局 そうですね。

堺委員 やれと言われても、できないですよ。

高橋（哲）委員 全ヤードを回らなければいけないということでしょう。

事務局 何十人もが一斉にやれば……（笑）。

堺委員 何をおっしゃっているんですか（笑）。

高橋（哲）委員 目視でかなりの範囲の手すりは確認できませんか。

堺委員 とてもじゃないですよ。

三浦座長 逆に堺委員にお尋ねしたいのですが、現実はどういう点検をされるんですか。

堺委員 目視ですよ。目視しかできないですよ。あとは、手で揺さぶるぐらいの話ですよ。

三浦座長 その日、作業が行われる部署というか、場所を重点的に。

堺委員 全域ですよ。

三浦座長 全部やるんですか。

堺委員 人が入る全域ですよ。

三浦座長 人が入るところは全域、目視点検をやると。

堺委員 毎日、足場の点検で終わりますよ。

三浦座長 いや、現実はどうされているんですか。

堺委員 だから、必要に応じてです。

三浦座長 「その日の作業を開始する前に」というと、毎日ですよ。

高橋（哲）委員 必要に応じての必要性というのは、どういうときが必要であって、どういうときは必要でないのでしょうか。判断基準は何ですか。

堺委員 新たに専用の足場屋が組んだ後、人を入れるときに、事前に確認するとか。

高橋（哲）委員 新しく組んだ部分とか。

堺委員 それから、職種が変わるとき。そういうときに、塗装は塗装の人が確認する。

高橋（哲）委員 外しているといけないと。次の職人さんのために点検するとか。

堺委員 そうです。

高橋（哲）委員 わかりました。

堺委員 造船所では、これは基本的に無理です。それから、記録を保存する意味がよくわかりません。何のために記録を、解体するまで保存しなければならないのか。趣旨がわかりません。これはどういうことですか。

高橋（哲）委員 ある意味、監督に行ったときに、ちゃんとやっているかなという意味もあります。きちんとやっているかどうか。じゃあ、うそでも丸をつけておけばいいんじゃないかという話になっても困るんですけどね。下の記録というのは、チェックリストを出して……。

堺委員 そうではなくて、使用前点検についてはいろいろなものがありますけれども、記録の部分は何もありませんよ。クレーンにしても、ボイラーにしても、ワイヤーにしても、プレスにしても、使用前点検の義務づけはあるけれども……。

高橋（哲）委員 点検というのは、検査に比べると、比較的軽いものなんですよ。そういう意味で、義務づけているものは少ないですね。

堺委員 クレーンのワイヤーといたら、何万本とありますよ。だから、そういうものは記録の保存がないのに、もっともっと危ない作業ですよ。例えば高所作業車は使用前

点検をやりなさい、フォークリフトは使用前点検をやりなさい。記録の保存はどこにもないですよ。どうして足場だけ義務づけるのか、意味が全くわかりません。

高橋（哲）委員 わかりました。ここは事務局内部でも議論があったところです。

堺委員 だから行ってほしかったんですよ。

前川（邦）委員 点検の実施者のところなんですけれども、6ページの一番下の○、「足場の実施者については、足場の組立て等作業主任者であって」云々とありますけれども、作業主任者に限らず、例えばその上の○にありますように、現行法令では、事業者または注文者に点検を義務づけているわけで、現実には我々ゼネコンの社員とやっている場合も結構多くあります。そういうものも含めるという内容にしていきたい。当然、ゼネコンの社員ですから、作業主任者などはとっていません。あと、作業主任者でなくても、専門工事業者の安全担当者とか検者のパトロール等もあるわけですね。その辺も含めるような記述にしていきたいと思います。

高橋（哲）委員 そこは実務者ヒアリングの中で非常に出たんですけれども、皆さん、足場の主任者をかなり信頼されているということです。ここの語尾を見ていただきたいのですが、「望ましい旨」ということなので、主任者でなければいけないというところまでは書かないつもりなんです。土木施工管理技士とか参画者とか、ほかにいろいろとあると思うのですが、足場に関して、主任者さんと並べて書くには、実務に通じていないなど。例えば参画者の資格を見ても、設計と建築士の組み合わせでオーケーだとか、現場を全く知らなくても参画者になれるんですよ。ですから、ここは並べることよりも、むしろ主任者が一番望ましいという、「望ましい旨」を行政指導したいという意味で、法令で義務づけというところまでは、今のところ考えておりません。ですから、できれば主任者に限定したいという気がするのですが。一番いいのは主任者だと。

前川（邦）委員 わかりました。なかなか難しい事情もありますので、限定されないということであれば、了解しました。

高橋（哲）委員 「望ましい」という。

前川（邦）委員 了解しました。

三浦座長 次のページを含めて、ほかにご意見はございませんか。

小野委員 点検のこと、点検の実施者のこと、記録・保存のこと、この全般についてですが、私はこの参考になる資料を今日、お持ちしたんです。第1回するときにもご説明したのですが、その裏づけ資料を持ってまいりました。それをちょっと見ていただきたいのですが。まだ配っていないですね。配ってください。

（資料配付）

事務局 すみません。事務局から、1点だけ追加でご議論いただきたい部分がありますので、小野委員の説明の前に、ちょっとお話だけしたいのですが。

三浦座長 どうぞ。

高橋（哲）委員 書き忘れた項目です。堺委員からご指摘いただいて、書き忘れたもの

です。

事務局 内容としましては、足場や中さんの材質についてです。足場や中さんの材質を規定すべきではないかという検討項目です。

高橋（哲）委員 （10）として加えるというふうにお考えください。

事務局 この部分についてですが、方針案としましては、足場の手すり及び中さんの材質につきましては、繊維ロープ等、可撓性の材料を使用してはならない旨を法令で義務づけることとするということでございます。

高橋（哲）委員 この前の宿題を……。

堺委員 ぜひやってください。

事務局 なお、現行では通達でこの旨が規定されておりますが、これを法令で義務づけるという方針でございます。

北山委員 ネットもそうなるんですか。

高橋（哲）委員 手すりと中さんについてです。手すりと中さんの材質を決めるということですか。

北山委員 だから、ロープで中さんをあれしてはだめだと。

高橋（哲）委員 ええ。今も通達で書いてあるものを格上げするということです。

三浦座長 簡単に言えば、ただのロープではだめだということですね。

高橋（哲）委員 そういうことです。

三浦座長 それを10番目に加えるのを忘れていたということで、これは問題ないだろうと思います。

それでは小野委員、お続けください。

小野委員 2部、お配りいたします。

（資料配付）

小野委員 まず、「メーカー・機材別点検表機材分類別リスト」です。チェックリストですね。チェックリストが、1ページの分類にあるように、「A. 足場（共通）」「B. 型枠支保工（共通）」「C. 養生関係（共通）」ということで、合計70種類のチェックリストがあります。足場、支保工に関する機材別のチェックリストです。これがあるということです。これらの機材別のチェックリストを使った実際のサンプルは、ここに点検表の内訳があるということです。ですから、これだけ専門性が要求されているという意味です。この70種類にわたるものが、作業主任者でできるのだろうかという話です。仮設安全管理者、ACCESでやっている教育は、足場が2日、支保工が2日ずつやっています。作業主任者の資格を持っている人を対象にしてやっています。

その人たちが実際にやった検査の活動実績が、別冊「平成13年度～平成18年度、チェックリストによる仮設安全監理検査の活動実績」です。全部で4万5371件の実績があります。その内訳は、建築、土木、プラント・造船です。その他、建築、土木ということですね。実際に4万5000件をやったうち、16.8%で足場、支保工の改善をしていただきました。

やったのは、北海道から九州まで、内訳がこのようにあります。そして、やった現場では事故は起きていないということです。事故の報告は入っていません。けがなどの連絡はちょっとありました。そのときに、点検の実績表があったので助かったんです。何月何日、だれがどの部分でどういうチェックの仕方をしたかということ、現場で使用されている機材ごとに全部やったものです。現場監督の意見、コメントもこの中に入っています。

事ほどさように、使われている機材別に全部やっています。例えば型枠支保工であるならば、絶対にやらなければいけないのは、コンクリートの打設前です。打設前の点検は、どんなことがあっても、絶対に必要です。その場合、計画に基づいてちゃんとセットされているか。あるいは、強度チェックですね。例えば土木の鉄筋コンクリートの立米当たりの重さぐらいは知らなければ、どうしようもないんですよ。こういう教育までしているということです。

しかも、今、2000名の受講者がありまして、2000名、管理者の資格を与えています。その中には、約400名、ゼネコンさんの職員が入っています。その方々が追加で受講されているんですね。足場をとった後、支保工。嫌ならば、受講していないんです。もちろん専門工事業者の方もあるということです。ですから、作業主任者の資格を持った方、それから施工管理者、技術屋さんですね。そういうものも基本的に対象にしているということです。これを7年間、ずっとやってきました。そして、4万5000現場をやったということです。その内訳の一部をここに付けたというだけです。いずれにしても、これだけ……。

それから、管理者の教本も一部持ってきました。足場編と支保工編の2冊になっています。これを1日から2日で全部やるんですかね。これは現地の検査の仕方も入っているということです。そして、作業主任者教本にはない部分を一覧でまとめてありますので、それも参考に見ていただければいいと思います。

前川（邦）委員 時間が大分超過しているのに、続くんですけれども、ACCESSさんの宣伝はいいんですけれども、こういういい成績を残しているということは非常にいいことだと思うので、どんどんやってくればいいと思うんですけれども、それと、逆にやらなかったから、どうこうという……。私は前にもそういう質問をした覚えがあるんですけども、議事録を見てもらえばわかるんですけども、それとどういう関係があるのか、逆の意味がわからないんですけれども。なぜ今ここで、ACCESSさんが言うような教育を改めてしなければいけないのかということがわからないんですけれども。宣伝は宣伝で、やっていただくのはいいんですけれどね。

そして、このリストの中でも、例えば大手の中には当社は入っているんでしょうかね。よくわからないんですけれどね。うちの現場に聞いたら、よくわからないんですよ。ACCESSにやらせたかと聞いたら、勝手に入れるわけがないだろうと。よくわからないデータなので、時間がないので、宣伝はいいとして。

小野委員 先ほどのご質問と一緒にです。わからないということであれば、それはそれで結構ですが、事実が事実でちゃんとあるということです。

前川（邦）委員 だから、これと点検者を教育しなければいけないということがどのように結びつくのかということが、これをいくら持ち出されても、理由になっていないと思うんですね。以上です。

小野委員 機材別に、これだけの種類があって、これが作業主任者でできますかということですか。

前川（邦）委員 いや、現実にはできているわけですよ。こちら側はできていると言っているのに、できないという理由を言ってくれと言っているのに……。

菅原委員 ちょっとご質問なのですが、この点検は現場から要請があったんですか。

小野委員 もちろんです。

菅原委員 それは本当ですか。

小野委員 もちろんですよ。ですから、要請がなければ、コメントなんてないでしょう。

菅原委員 うーん……。そして、この点検は無料ですか。

小野委員 無料です。

菅原委員 じゃあ、引き続きやってもらえばいいじゃないですか（笑）。

小野委員 ですから、いいことは……。いいですよ。ただし、これだけのことがわからないと、本当の点検にはなりませんよということを言っているんです。

菅原委員 いや、我々は社員もいますし、型枠支保工とか、いろいろな計画を立てるのは元請の社員ですよ。それを実施してもらうのは、協力会社のとびさんであり、大工さんですよ。当然、コンクリートの強度計算とか、そういうものは全部済んでいるんですよ。そして、打設前にもう一度チェックするんですよ。今のゼネコン業界は、あえて外部の人をお願いするまでもないですよ。

小野委員 ですから、みずからやられているところもあるし、外部に頼んでいるところもあるということです。

菅原委員 じゃあ、もし必要があればお願いしますので、ぜひ来て、無料でやってください（笑）。それはお願いします。

小野委員 はいはい。それはやっていますよ。ただ、こういう点検の文化を醸成しなければいけないと言っているんですよ。

野中委員 点検はご自由ですけれども、今の法律では、事業者責任を負わされているわけですから。我々は法律にのっとってやっているわけですので、自由に点検をやられることも結構ですけれども、それを法制化するとか何とかという話はまた別のことだというふうに我々は考えています。自由、任意にやっていただいて結構ですよ。どうぞ。

小野委員 それは野中委員とか、各委員の意見は意見でいいと思うんですよ。

野中委員 そういう意見ですよ。だから、小野さんもそういう意見でしょう。

小野委員 そう。だから、私は自分の意見を主張したということです。

才賀委員 我々とびとしては、やはり自分の組んだものについては自分たちが責任を持つと。ですから、毎日チェックもするし、そういうものもきちんとやっていますので、わ

ざわざ来ていただかなくても、我々は結構です。自分の組んだところに関しては。

高橋（哲）委員 実務者ヒアリングでも、そういうご意見が非常に強かったですね。

才賀委員 それが普通だと思いますよ。みんなプライドを持って仕事をやっているんですから。

高橋（哲）委員 そうですね。やはり最後まで責任を持ちたいと。

前川（邦）委員 もう一つ言わせてもらえば、今、我々は現場の中に作業員を入れるのに、点検者だって同じだと思うんですけども、新規入場教育ということまでやっているわけですよ。その現場で教育しないと、勝手に現場の中に入れられないわけですよ。その現場現場で全部やるわけですよ。だから、とてもじゃないけれども、造船業界さんは知らないけれども、「ACCESSでございます」と来たって、入れませんよ。

才賀委員 特に我々専門工事業者は今、大手ゼネコンさんは、65歳以上は高所作業をしてはだめだということで、高いところに上らせてくれないんです。それぐらいのさいものですからね。だから、例えばACCESSさんの社員さん、チェックマンが65歳を過ぎていると現場に入れられないということもあるんじゃないですか。

三浦座長 これも議論百出だろうと思います。ただ、これだけのデータが集まっているというのはすごいことですね。安全工学上、これでいろいろな論文が1本ぐらい書けちゃうのではないかという気がします。

高橋（哲）委員 ただ、点検結果と何らかの因果関係がないと、論文にならないんじゃないですか。

三浦座長 いやいや、これとこれで事故を追いかけるんですよ。フォローアップして行くんですよ。

高橋（哲）委員 ですから、その事故例と……。

三浦座長 これは事故例がゼロだから。

高橋（哲）委員 だから、論文にはならないんじゃないですか。

三浦座長 これだけではないでしょう。

高橋（哲）委員 だから、それをやっているから事故がないのか、それをやることによって事故がなくなったのか、それは立証できないのではないかということです。

高橋（元）委員 もう一つ、これは事故があったとき、報告するシステムになっているんですか。事後かあったとき、報告しなければならないんですか。

小野委員 いや、事故があれば当然、連絡が来るでしょうと。

高橋（元）委員 どうして当然なんですか。

小野委員 それはわかりません。

高橋（元）委員 じゃあ、あるかもしれないんですね。

小野委員 これは提出されています。元方事業者に提出されて。

高橋（元）委員 要するに、わからないんですね。

小野委員 元方事業者の……

高橋（元）委員 だから、これはゼロではなくて、わからないということです。

高橋（哲）委員 それから、先ほどの国交省さんの資料に……。

小野委員 ただ、何回か問い合わせがありましたということです。

高橋（哲）委員 国交省さんの資料の中で、直轄工事において手すり先行とあるんですけども、この点検にはACCESSさんは全く関与していないんですか。

小野委員 もちろん地方自治体の現場もこの中にはありますね、多分。

三浦座長 これまたエンドレスです。ちょっとご注目いただきたいところは、先ほどのアンケート、資料No. 5-5の4ページ、最後のページです。その冒頭に、「低入札に問題がある。安心して働ける足場として、手すり先行工法が必要であり、そのための仮設機材の設置には費用が必要となる」ということで、お金の意見が出ています。もう一つ、「コストの問題もあるが」と。これは引き続きコストということで議論が出てきたわけですが、「民間も含め関係者のコンセンサスが得られれば、手すり先行工法を採用すべきである。ただ、現時点での一律の採用は無理だと思う」と。これは非常に正直な意見だろうと思います。そして、このとおりだと思います。

安全のことについてコンフリクトが起きるのは、やはりコストではないだろうかという気がしてならないんですね。問題は、もしそうだとすれば、労働安全は死亡を含めた事故を起こしてはならないわけで、人の命にかかわるものがコストであらうかという議論になってしまっていると思います。何とかコスト転換できる……。国交省の公共事業についてはすんなりいくんだけれども、民間事業になったら、コストがクリティカル条件として入ってくる。そうすると、いいと思いながらも、安い方向へ行く。安い方向へ行った結果、災害事故が出てくる。これは負のループに入ってしまうわけです。コストをどうするかということは、行政責任ではないかと思っているんですね。

これを安くしろとメーカー側に言ったり、安い工法といいますか、「とびさんのほうで負けるよ」という話ではなく、最終的にはエンドユーザー、消費者が担うべき話で、安全というのはただではないわけです。消費者へ向けたPRをしっかりとやっていくというのは、行政の責任だと思います。そのことをつけ加えて、本日はおしまいにしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。小野委員、よろしいでしょうか。

小野委員 はい、いいですよ。

三浦座長 18時を過ぎてしまいましたので。

前川（邦）委員 ちょっとよろしいでしょうか。時間がなくてすみません。今の座長のお話は、手すり先行工法をやれば事故が減ったとか、やらないからふえたというのは、一向に資料が……。今日の国交省さんの資料でも、結局、そういうことはなかったですよ。座長は前回、それが出てくればはっきりするとおっしゃっていましたが、今日出てきたけれども、はっきりしませんよね。何を言わんとするかというと、手すり先行工法をやれば安全だという前提に立っての、座長のお話だと思うのですが、ちょっとおかしいなど。

三浦座長 手すり先行工法に限らずです。安全にかかるすべての費用を……。

前川（邦）委員 アンケートのまとめを取り上げておっしゃっていたから。これを読み上げながらおっしゃっていたから、手すり先行工法が普及しないのは、コストが絡んでいるというお話のように私は受け取りましたので、そう申し上げたんです。

三浦座長 それはたまたま、そこに手すり先行が入っているだけです。こういう意見があります。私が最終的に言いたいことは、安全に対するコストをだれが負担しますかという話なんです。

才賀委員 今のお話ですけれども、9団体あって、1団体だけが手すり先行足場でなければだめだと。その少数意見を取り上げて云々というのも、逆におかしいのではないですか。それだったら、ほかの団体がいろいろなことを言っているのだから、そちらの団体の話も聞いてあげるべきだと思います。

三浦座長 もちろんそうだと思いますよ。私が言うのは、たまたま手すり先行工法という言葉が載っていたので言うのであって、基本的には、皆さんはコストの問題で悩まれているということなんです。

才賀委員 それは今、例えば国交省さんでも、いろいろな問題で、ダンピング防止法とか、今年になっていっぱい出していますよ。ですから、ダンピングしないように、安値受注しないように、日本国じゅう、公共工事は適正価格で出るような仕組みになってきていますよ。

三浦座長 公共工事はね。

堺委員 例えば墜落・転落ということは、基本的に安全バンドをしていないわけですね。例えばハーネスをつけなさいと。これではだめだ、全部ハーネスだと規定してしまえば、メーカーに安くしなさいと言っても、メーカーも生きているわけですから、限界ですよ。安いものをいっぱいつくって売ろうとしている中で競走しているわけですから、政府として、いいもので値段を下げなさいと言っても、それは無理ですよ。

三浦座長 いや、政府に下げろというのではなくて。

堺委員 だから、一概に法規制しても……。

三浦座長 行政がやるべきことは、消費者に対して、安全というのはただではないと。

堺委員 もちろんそうですよ。

三浦座長 したがって、戸建て住宅であれば、安全のための仮設経費というのは乗る。家を買う人は、安くしろと言う。どこから切られるかということ、安全コストから切られがちですよ。

堺委員 それはないでしょう。建設業では特にそれはないでしょう。

三浦座長 その狭間で事故が起きてはいけませんねということ、私の意見として申し上げているだけです。たまたま国交省の場合は、これは税金でやっていきますからね。それなりの積算をしていくわけです。ところが、民間の工事でそれだけの積算をしていったならば、今度は当然、ユーザー側がまけるという話になるんでしょうね。そこを理解して

もらう。建設労働安全という部分には社会的負担がこれだけかかっています、それらのものは消費者、エンドユーザーが負担すべきものかというようなことをPRし、広報してもらえるのは、行政しかないのではないだろうかと思って、行政にお願いしたということです。よろしいでしょうか。

高橋（哲）委員 その点は昨日も聞かされたのですが、民民の契約でもありますし、必ずしも行政がそこまでやるべきではないという意見もあると思います。先生のご意見として承りたいと思いますが、民民契約に対して官があまりとやかく言うべきではないという時代になりつつあるということもよく考えなければいけないと思います。安全だからといって、すべて……。では、住宅がどんどん高くなってもいいのかという話になっても困りますし、それが厚生労働省の責任にされても困りますので。それはこれとはまた別の議論だと思います。

小野委員 いろいろな問題を含めて、最終的には政治問題ではないですかと。堺さんも言われたようにね。そういうことだと思います。

三浦座長 もう18時10分になってしましまして、3時間10分。事務局に戻します。

事務局 では、最後に次回の予定です。第6回の研究会は、先ほどお配りしましたように、8月8日（水）、15時からボイラー協会で行います。その後は8月29日、13時からボイラー協会でありますので、ご予定ください。また、議事録等につきましては、でき次第、お送りしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第5回「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」を終了いたします。どうもありがとうございました。

—了—